

# 第1回上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会

## 次 第

〔と き 平成31年4月25日（木）  
午前10時から  
ところ 上越市市民プラザ第四会議室〕

### 1 開 会

### 2 委嘱状交付

### 3 あいさつ

### 4 自己紹介

### 5 委員長、副委員長選任

### 6 議 事

- (1) 子ども・子育て支援総合計画策定委員会について・・・・・・・・・・資料1
- (2) 子ども・子育て支援総合計画等について・・・・・・・・・・資料2
- (3) 子どもの生活実態に関するアンケート調査の結果について・・・・・・・・資料3
- (4) 子ども・子育て支援総合計画の骨子の考え方について・・・・・・・・資料4
- (5) その他
  - ・ 上越市保育園の再配置等に係る計画（第3期）について・・・・・・・・別 冊

### 7 閉 会

#### 【配布資料】

○委員名簿

○資料1 子ども・子育て支援総合計画策定委員会について

○資料2 子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)策定方針 ほか

○資料3 子どもの生活実態に関するアンケート調査の結果について(要約版)

○資料4 子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)骨子の考え方について

○別冊 上越市子ども・子育て支援事業計画

○別冊 上越市第2期子どもの権利基本計画

○別冊 子どもの生活実態に関するアンケート調査データⅠ・Ⅱ【単純集計結果】

○別冊 資料1 上越市保育園の再配置等に係る計画(第3期:平成31年度~34年度)の概要

資料2 上越市保育園の再配置等に係る計画(第3期:平成31年度~34年度)

# 子ども・子育て支援総合計画策定委員会について

## 1 委員会の目的等について

- 上越市子ども・子育て支援総合計画を策定する目的で、上越市子ども・子育て会議委員（13名）及び上越市子どもの権利委員会委員（12名）をもって構成する委員会。

## 2 委員の任期について

- 委員の任期は、平成31年4月25日から平成32年3月31日までとする。

## 3 委員会と既存計画との関係等について

- 委員会において、「子ども・子育て会議」及び「子どもの権利委員会」の所掌する事項についても審議する。
- 子ども・子育て支援総合計画策定委員会の委員長、副委員長は、「子ども・子育て会議」と「子どもの権利委員会」の委員を兼務し、それぞれの会議の委員長（会長）、副委員長（副会長）を兼ねる。
- 上越市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）の推進及び計画の実施状況等の審議事項は、本委員会の子ども・子育て会議委員が行うこととし、子どもの権利委員会委員は関係者として参加する。
- 上越市第2期子どもの権利基本計画（平成27年度～31年度）の推進及び計画の実施状況等の審議事項は、本委員会の子どもの権利委員会委員が行うこととし、子ども・子育て会議委員は関係者として参加する。

## 4 会議時間について

- 原則として、1回の会議は1時間30分から2時間程度とする。

## 5 会議の公開について

### (1) 会議及び会議録の公開

- 会議及び会議録については、「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」及び「上越市審議会等の会議に関する条例施行規則」に基づき、原則として公開する。

### (2) 委員名簿の公開

- 委員名簿は、公開するものとする。名簿には、名前、所属を記載し、さらに委員会の役職名（委員長、副委員長）を記載する。

### (3) 会議資料及び会議録の公開方法

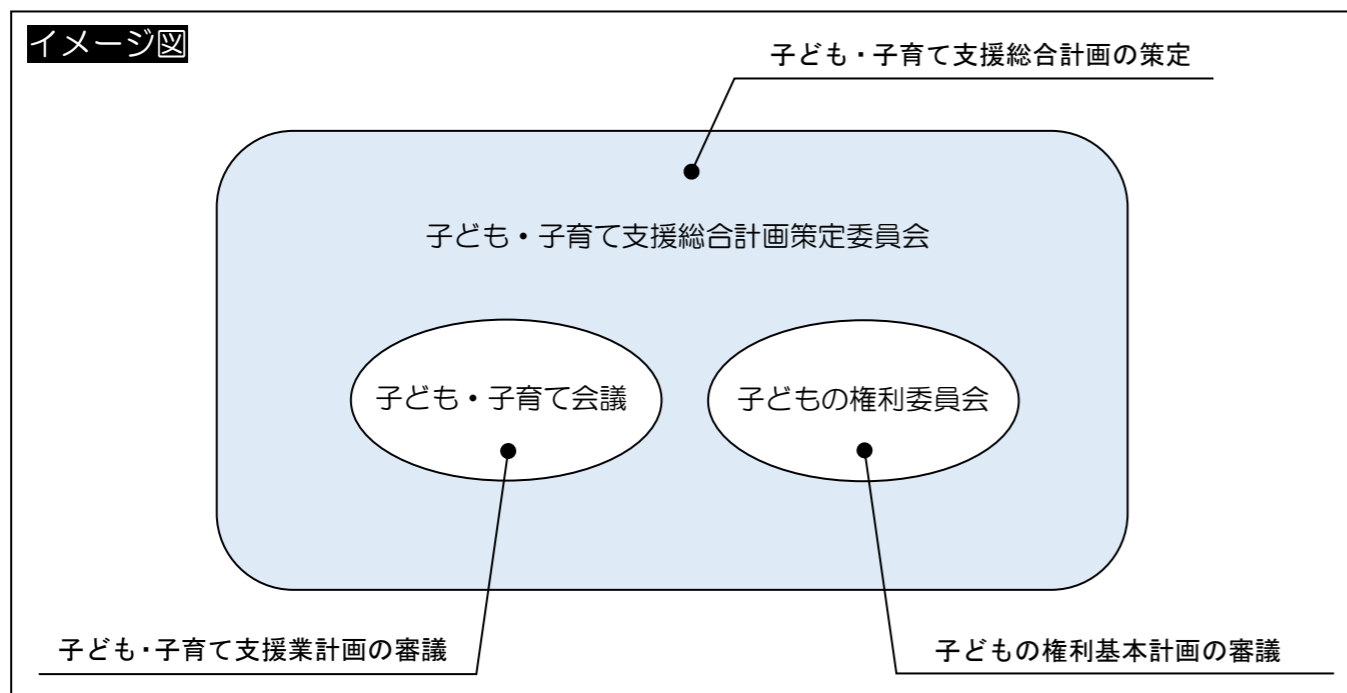
- 会議資料は、原則として会議終了後、市のホームページで公開する。
- 会議録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、事務局が作成し、会議資料と同様の方法により公開する。
- なお、発言者の名前も公開する。

## 6 審議の進め方について

- 議事は、委員個人の意見ではなく、合議により委員会としての全体意見を集約しながら進める。運営上の確認事項が生じた場合は、委員長は委員会に諮って決定する。
- 効率的・効果的な会議とするため、事務局は各委員へ事前に資料提供するとともに、簡潔に説明するよう努める。

## 7 スケジュールについて

- 第1回策定委員会（4月25日）
- 第2回策定委員会（5月下旬～6月上旬）
  - ▶ 基本理念（案）及び基本目標（案）について、既存計画の実施状況等について
- 第3回策定委員会（8月上旬～中旬）
  - ▶ 施策の体系（素案）について、
- 第4回策定委員会（10月上旬～中旬）
  - ▶ 計画（素案）について
- 第5回策定委員会（3月中旬～下旬）
  - ▶ 計画（最終案）について



## 上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 上越市子ども・子育て支援総合計画（以下「子ども・子育て支援総合計画」という。）を策定するため、上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援総合計画の策定に関する事項
- (2) その他子ども・子育て支援総合計画の策定に必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱し、又は任命する23人以内の委員をもって組織する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業者
- (3) 労働者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業の従事者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募に応じた市民

### (委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から子ども・子育て支援総合計画策定の日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

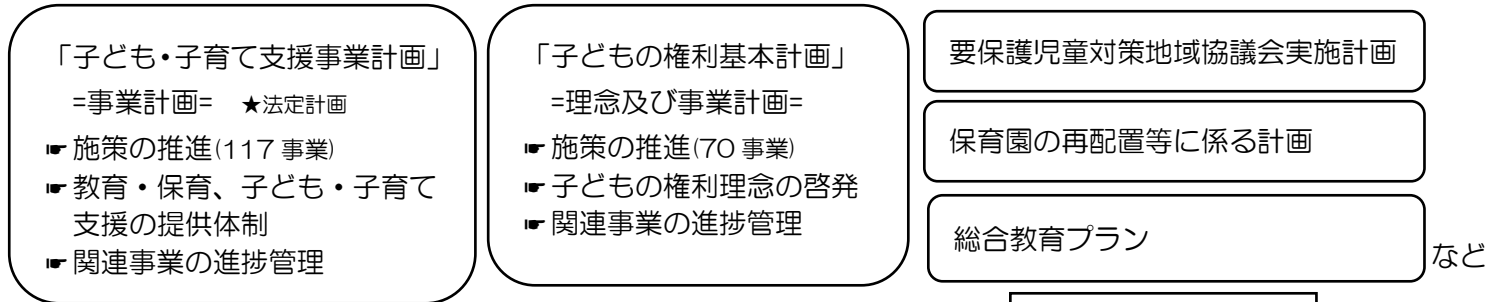
この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

1 子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)とは

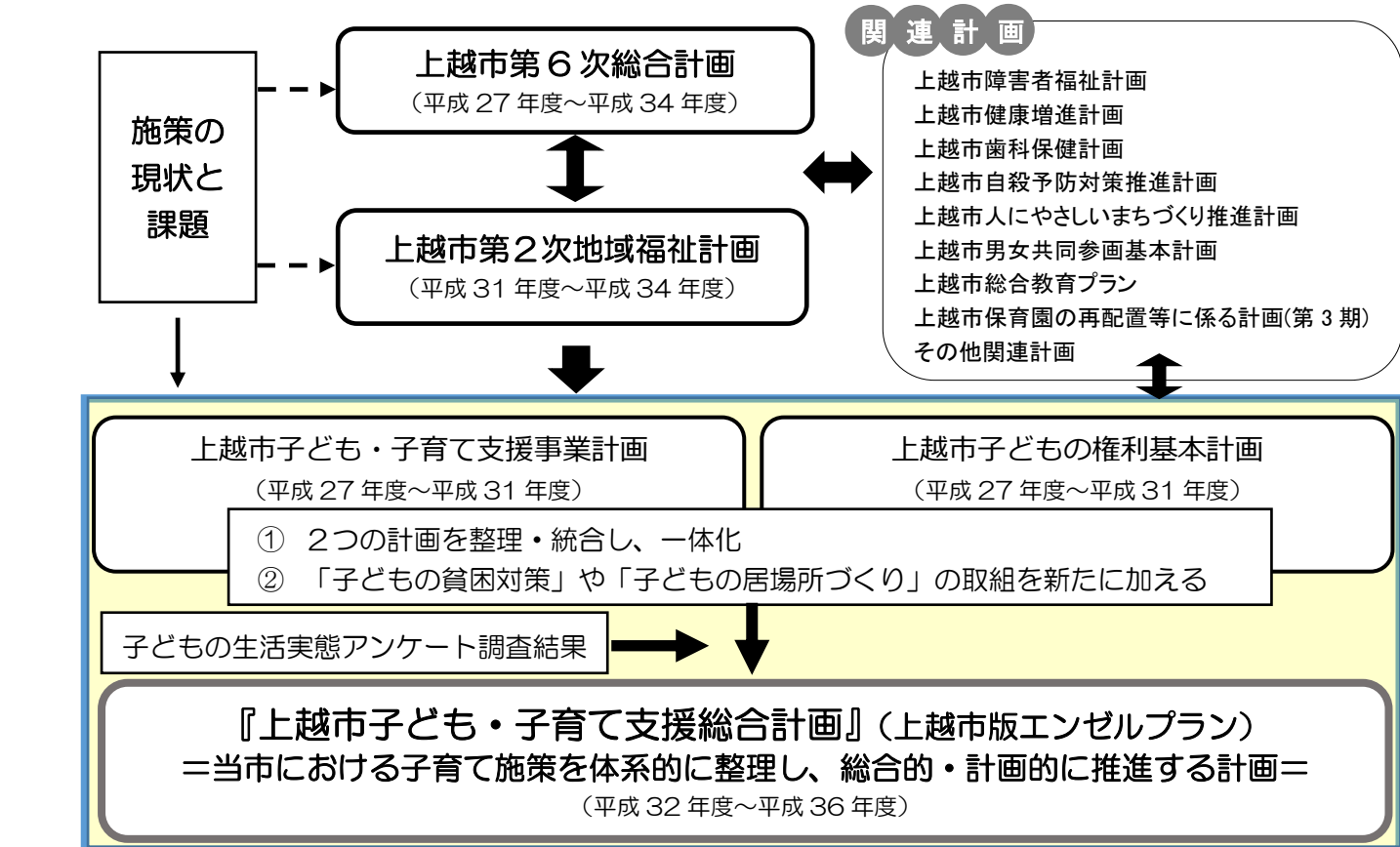
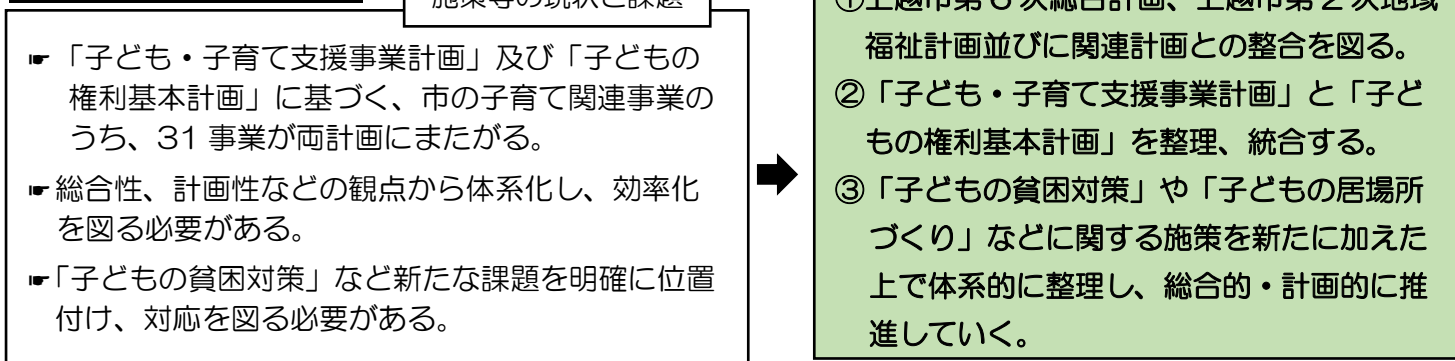
『子どものすこやかな育ち』に向けた施策を体系的に整理し、総合的・計画的に推進するための計画

2 現行の取組

○「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの権利基本計画」を主体に、関連する計画等に基づく様々な施策、事業を推進している。

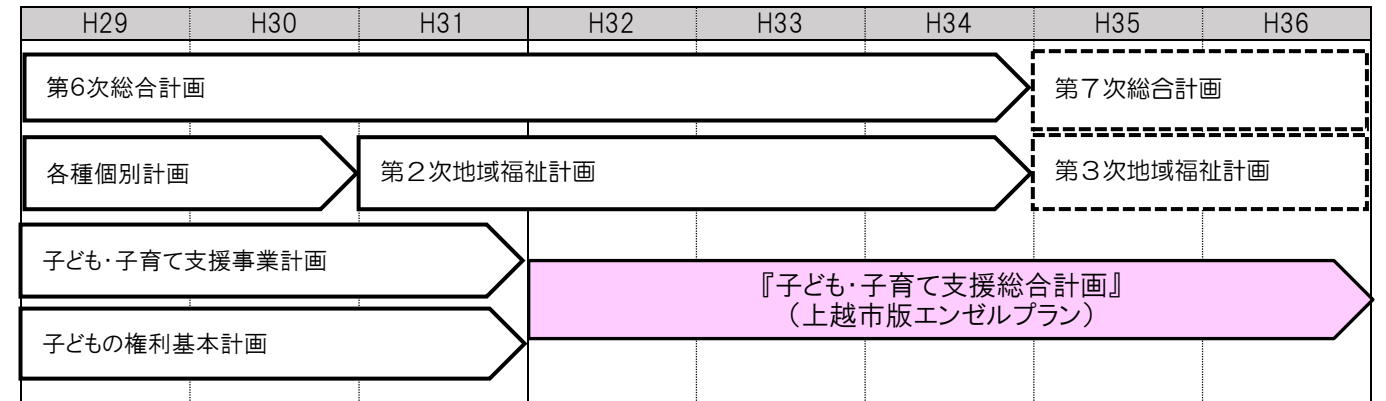


3 計画策定の考え方



4 計画の期間

○子ども・子育て支援法に基づき、計画期間は5年とする。市の最上位計画である「上越市総合計画」及び健康福祉分野における上位計画である「地域福祉計画」と整合を図るなど、必要に応じて見直しを行う。



5 計画の策定体制等

○「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの権利基本計画」それぞれを所掌する現行組織を統合し、新たに「子ども・子育て支援総合計画策定委員会」を設置する。

会議名	定員	任期	所掌事項
子ども・子育て会議	20	H30.4.1~H32.3.31	子ども・子育て支援事業計画に関すること 特定教育・保育施設等の定員の設定
子どもの権利委員会	20	H29.4.1~H31.3.31	子どもの権利基本計画に関すること 子どもの権利に関する施策の評価、調査審議

会議名	定員	任期 1 年	所掌事項
子ども・子育て支援総合計画策定委員会	23	H31.4.1~H32.3.31	・上記2つの会議の所掌事項を継承 ・「子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)」の策定

※委員構成等の概要は2頁のとおり

○「子ども・子育て支援総合計画策定委員会」は、計画策定後、同計画の推進組織へ移行する。

会議名	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度
子ども・子育て支援総合計画策定委員会 (子ども・子育て会議) (子どもの権利委員会)	→					
子ども・子育て支援総合計画推進会議		→	→	→	→	→

○条例改正の動き

条例名	改正内容等
子ども・子育て支援総合計画推進会議条例	「子ども・子育て会議条例」を一部改正し、移行する
子どもの権利に関する条例	「理念」に関する規定は継続し、「子どもの権利委員会」に関する規定を削除する

必要な一部改正等は平成31年度中に行い、平成32年4月1日から施行する。

# 上越市子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)検討体制

## ○委員構成の基本的な考え方

- 「子ども・子育て支援総合計画策定委員会」委員選出の基本的な考え方
  - ▣「子ども・子育て会議」と「子どもの権利委員会」の各委員選出団体を参考とする
  - ▣妊娠から18歳までを切れ目なく網羅する
  - ▣計画策定の協議に適した人数とする
    - ・両委員会の意見を反映する
    - ・基本的に1団体1名(類似団体は集約し、1団体1名)
  - ▣現行計画の掲載事業に関する専門的知識を有する委員を含む

	0~6歳 就学前	7~12歳 小学校	13~15歳 中学校	16~18歳 高校
妊娠期	私立幼稚園・認定こども園保護者 公立保育園保護者	小中学校PTA連絡協議会		
助産師会	私立幼稚園・認定こども園代表 私立保育園協会	小学校長会	中学校長会	
	特別支援学校長会			
	マミーズ・ネット		地域青少年育成会議、人権擁護委員協議会、CAP・じょうえつ	
	町内会長連絡協議会、民生委員・児童委員協議会連合会、児童・障害者相談センター、上越商工会議所、企業労働者、上越教育大学、県立看護大学、公募委員			

## ○委員構成

【子ども・子育て会議】

【子ども・子育て支援総合計画策定委員会】

【子どもの権利委員会】

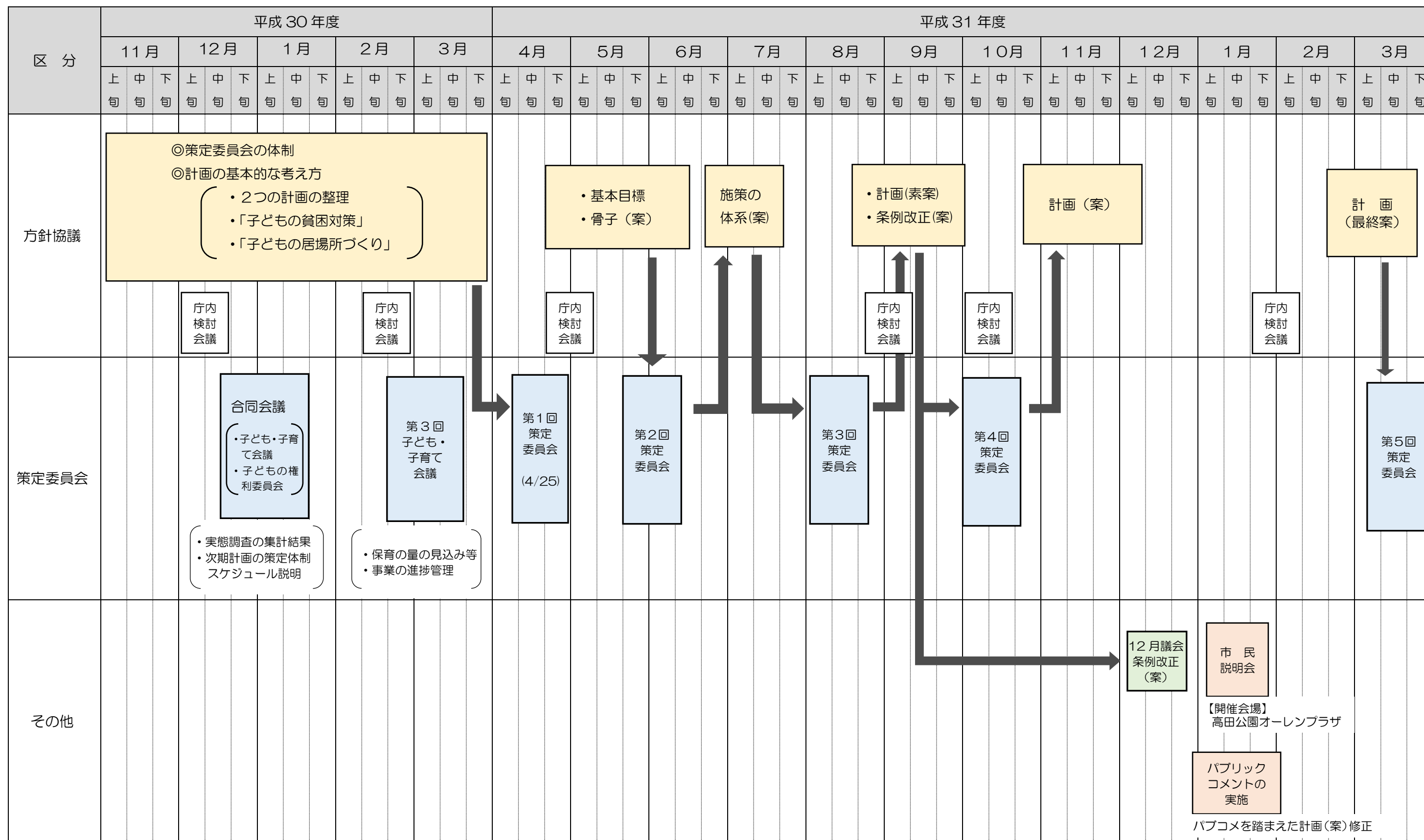
区分	選出団体	区分	選出団体	区分	選出団体	
子ども・子育て支援法第6条第2項に規定される保護者	公立幼稚園保護者会	子ども・子育て支援法第6条第2項に規定される保護者	私立幼稚園保護者会	学識経験者	上越教育大学	
	私立幼稚園保護者会		公立保育園保護者会		県立看護大学	
	公立保育園保護者会		小中学校PTA連絡協議会	関係行政機関	上越児童・障害者相談センター	
	私立保育園保護者会		小中学校PTA連絡協議会		上越児童・障害者相談センター	
事業者	商工会議所	事業者	商工会議所	事業者	商工会議所	
労働者	小中学校PTA連絡協議会	労働者	企業勤労者	教育関係者等	小学校長会	
	商工会議所		上越児童・障害者相談センター		中学校長会	
事業者	商工会議所	子ども・子育て支援に関する事業の従事者	認定こども園		高等学校長会	
	商工会議所		私立保育園協会		上越特別支援学校	
労働者	企業勤労者		小学校長会		私立保育園協会	上越特別支援学校
	企業勤労者		中学校長会		小学校長会	私立保育園協会
子ども・子育て支援に関する事業の従事者	私立幼稚園連盟		上越特別支援学校		小中学校PTA連絡協議会	少年サポートセンター
	認定こども園		マミーズ・ネット	PTA等代表	小中学校PTA連絡協議会	
	私立保育園協会		地域青少年育成会議	子ども支援活動団体の代表者	町内会長連絡協議会	
	小学校長会	民生委員児童委員協議会連合会	民生委員児童委員協議会連合会			
	マミーズ・ネット	人権擁護委員協議会	人権擁護委員協議会			
	地域青少年育成会議	助産師会	子ども支援活動団体の代表者	CAP・じょうえつ		
民生委員児童委員協議会連合会	町内会長連絡協議会	マミーズ・ネット				
学識経験者	県立看護大学	学識経験者	CAP・じょうえつ	助産師会		
	上越教育大学		上越教育大学	助産師会		
公募市民	公募委員	公募市民	県立看護大学	公募市民	公募委員	
	公募委員		公募委員		公募委員	
				公募委員		
			公募委員			
			公募委員			

20名

23名

20名

上越市子ども・子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）策定スケジュール



子どもの生活実態に関するアンケート調査の結果について（要約版）

1. 目的

本アンケート調査は、市内の子どものいる世帯の生活実態等を把握するとともに、その結果から家庭や地域が抱えている課題を整理した上で、今後の支援に向けた施策の方向性と対応方針をまとめ、これらを「上越市子ども・子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）」の策定作業に反映していくことを目的に実施したものです。

2. 調査期間

平成 30 年 7 月 2 日から 7 月 20 日まで

3. アンケートの配布及び回収方法

園及び学校を通じて対象となる世帯に配布し、世帯単位で回収しました。

4. アンケートの対象と実施状況

市内の保育園・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校に通う児童・生徒並びにその保護者のうち以下の人を対象に実施しました。

- ・年長児、小学校 3 年生、6 年生、中学校 2 年生の「保護者」
- ・小学校 6 年生、中学校 2 年生の「児童・生徒（以下「子ども」という）」

区分	保護者数	回収数	回収率	子ども数	回収数	回収率
年長児	1,522 人	1,297 人	85.22%	—	—	—
小学校 3 年生	1,594 人	1,403 人	88.02%	—	—	—
小学校 6 年生	1,773 人	1,464 人	82.57%	1,773 人	1,464 人	82.57%
中学校 2 年生	1,825 人	1,452 人	79.56%	1,825 人	1,452 人	79.56%
合計	6,714 人	5,616 人	83.65%	3,598 人	2,916 人	81.05%

※児童・生徒数は H30.5.1 現在

5. 調査内容

保護者	子ども
<p>1. 経済的状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の収入</li> <li>・支払等ができなかった経験の有無</li> </ul> <p>2. 保護者の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労状況</li> <li>・困ったときの相談相手の有無</li> </ul> <p>3. 食事・居場所の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの朝食及び夕食の孤食の状況</li> <li>・放課後や長期休暇の子どもの居場所</li> </ul> <p>4. 教育・進学状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進学の見通し</li> </ul>	<p>1. 食事・居場所の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後の居場所</li> <li>・家は心がほっとする場所か</li> </ul> <p>2. 学校や勉強について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の授業はわかるか</li> <li>・勉強や遊びの時間を決めているか</li> <li>・最終的な教育段階はどこまで希望しているか</li> </ul> <p>3. 子ども自身の考えについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の将来に明るい希望を持っているか</li> <li>・自分には良いところがあるか</li> </ul>

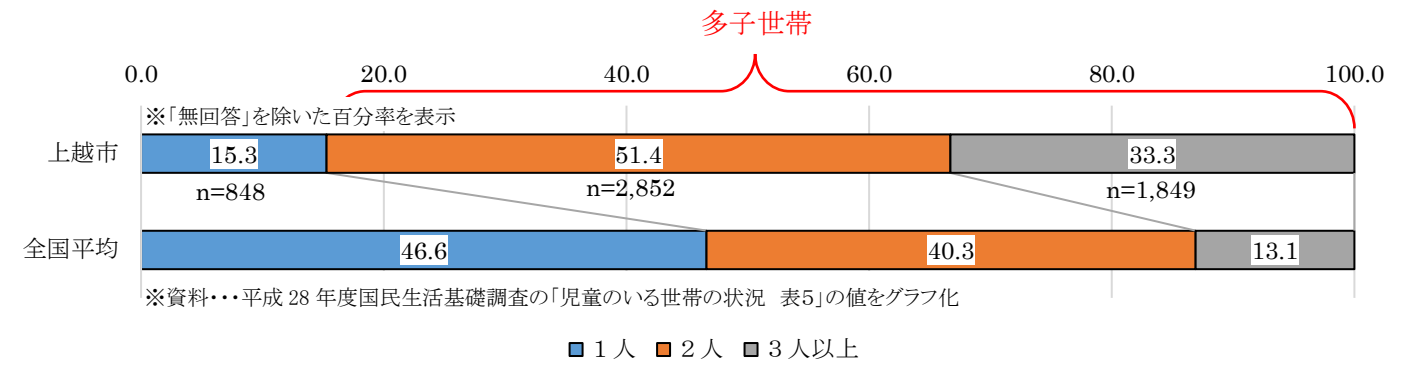
6. 集計について

子どもと保護者の回答を年代別に集計し、データ I、II としてまとめました。なお、子どもと保護者の質問内容が異なるため、結果資料は分冊としました。

7. アンケート結果…【単純集計結果】子どもの人数、世帯構造、世帯の年間収入の傾向

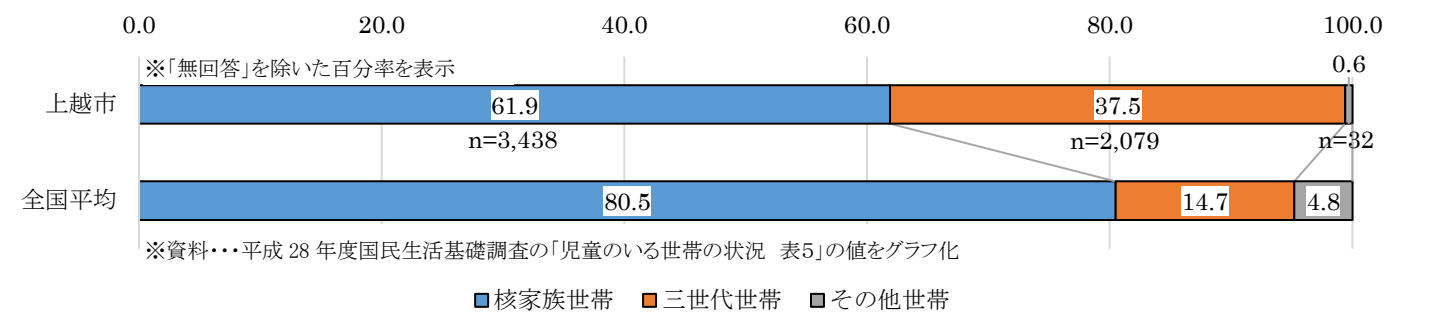
(1) 子どもの人数について（全国平均との比較）

◆子どもの人数は「2 人」が 51% で最も多く、次いで「3 人以上」が 33%、「1 人」は 15% でした。これらを全国平均と比較すると、「1 人」の割合は全国平均の約 3 分の 1、また、「2 人以上」の多子世帯の割合は全国平均の 53% に対し 85% と、32 ポイント（以下「pt」という。）高い状況となっています。特に「3 人以上」の割合は 33% で、全国平均に比べ 20pt 高い状況にあります。



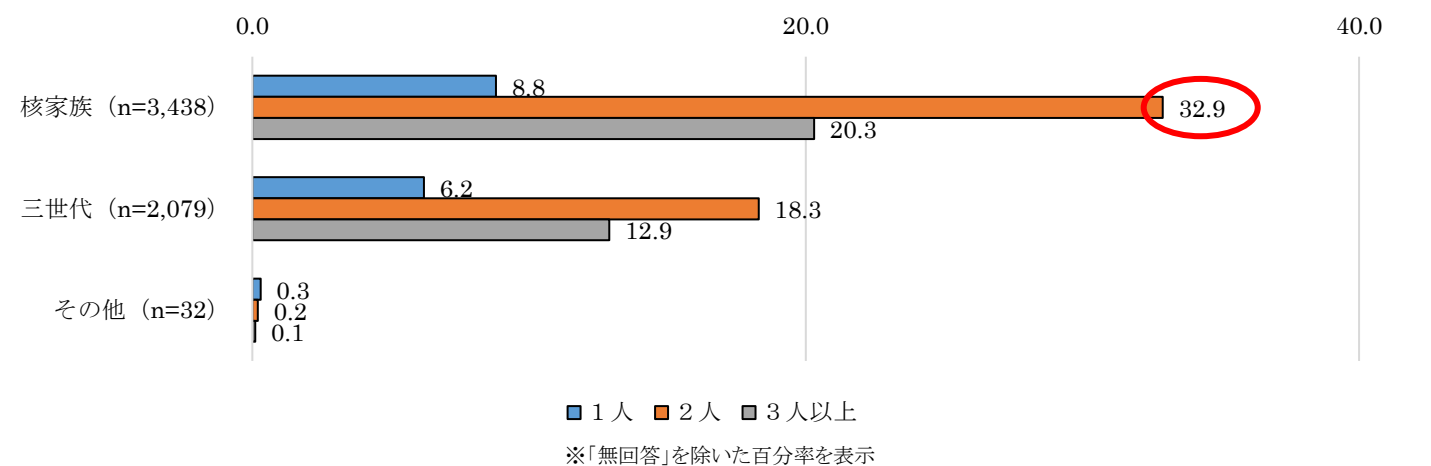
(2) 世帯構造について（全国平均との比較）

◆子どものいる世帯の構造は「核家族世帯」が 62%、次いで「三世帯世帯」が 38%、「その他世帯」が 0.6% となっています。これを全国平均と比較すると、「核家族世帯」の割合は 19pt 低く、また、「三世帯世帯」の割合は 23pt 高い結果が明らかとなりました。



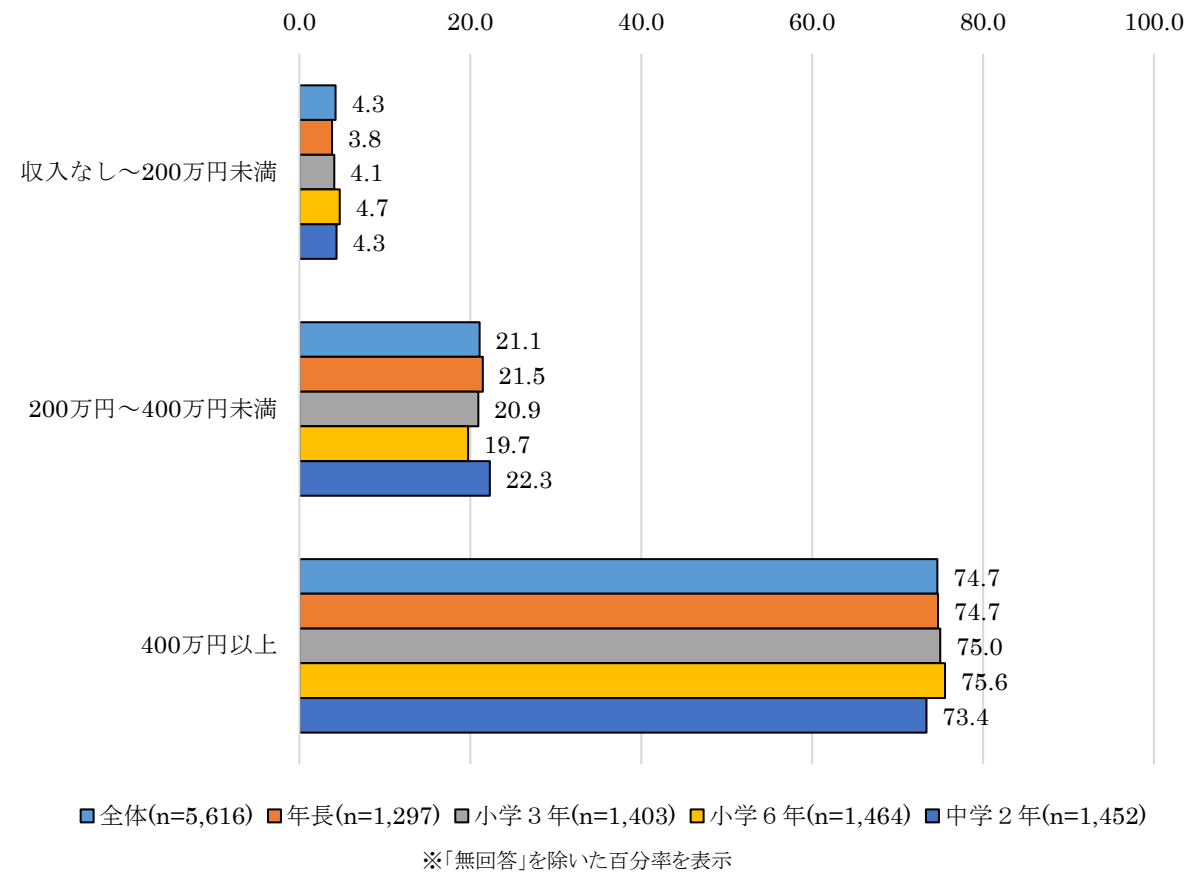
(3) 子どもの人数と世帯構造について

◆世帯構造と 1 世帯当たりの子どもの人数との関係を見ると、「核家族世帯で子どもが 2 人」の世帯が 33% で全体の 3 分の 1 を占め、次いで「核家族世帯で子どもが 3 人以上」の世帯が 20%、「三世帯世帯で子どもが 2 人」の世帯が 18% となっています。



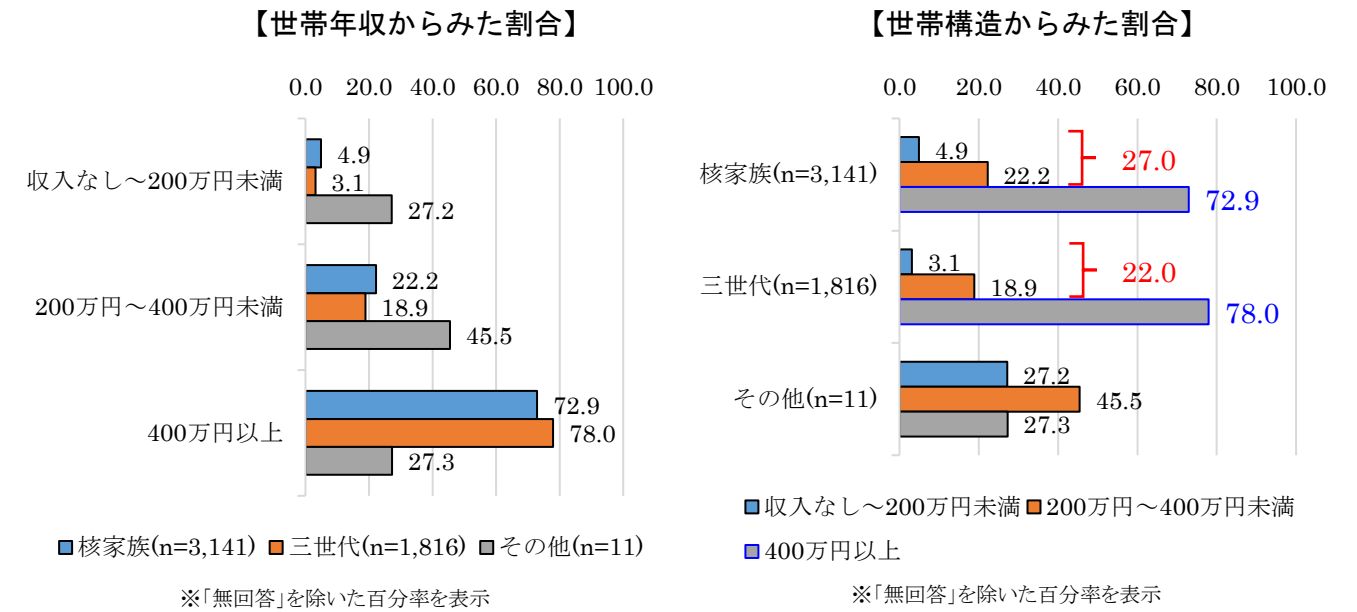
(4) 平成 29 年中における世帯当たりの構成員全員の年収について

◆平成 29 年中における年収は、「200 万円未満」の世帯が 5%、「200 万円以上 400 万円未満」の世帯が 20%、「400 万円以上」の世帯が 75%に大別されることがわかりました。



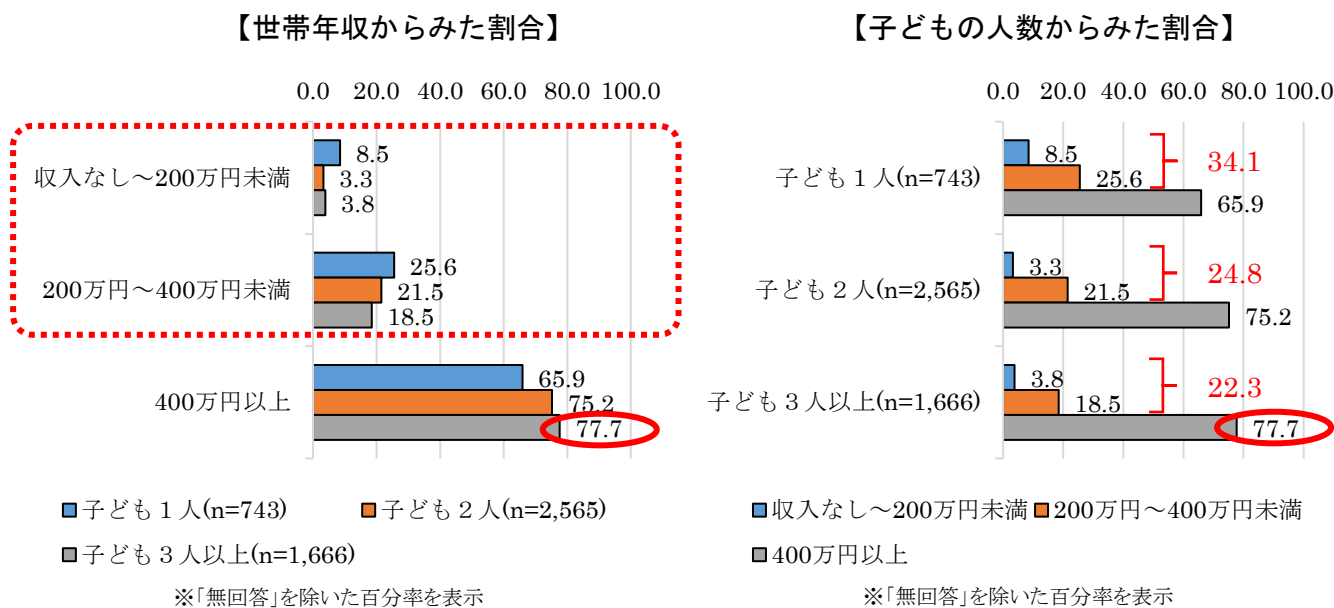
(6) 世帯年収と世帯構造の相関について

◆核家族世帯と三世帯世帯を比べると、年収「200 万円未満」及び「200 万円以上 400 万円未満」の世帯の割合は「核家族世帯」が「三世帯世帯」よりも 5pt 高く、年収「400 万円以上」の世帯の割合は「核家族世帯」が「三世帯世帯」よりも 5pt 低い結果となりました。



(5) 世帯年収と子どもの人数の相関について

◆世帯当たりの子どもの人数が 1 人、2 人、3 人以上と増加するにつれて、世帯の年収が「200 万円未満」及び「200 万円以上 400 万円未満」の世帯の構成比が下降し、一方で年収が「400 万円以上」の世帯の構成比が上昇していることから「400 万円以上」を境目に、多子世帯の割合が増加する傾向が認められます。





8. アンケート結果の分析…【クロス集計結果】収入区分に応じた比較

世帯の収入と人数に応じた区分について

国が公表している「平成23年度親と子の生活意識に関する調査」の「相対的貧困層の算出方法（考え方）」及び「平成28年度国民生活基礎調査」の「1世帯当たり平均所得金額」などの数値を参考に、世帯人数ごとに「困窮層該当年収」の基準を定めた上で、当該世帯の平成29年中の世帯全員の収入の合計額が基準を上回る世帯を「一般層」、下回る世帯を「困窮層」と位置付けました。

世帯人数	困窮層該当年収
2人	200万円まで
3人	250万円まで
4～5人	300万円まで
6人	350万円まで
7～8人	400万円まで

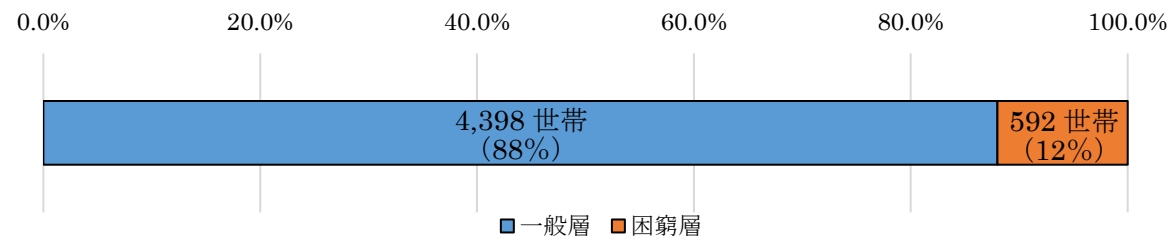
※世帯人数を問わず、400万円以上は一般層に区分

(1) 経済的状況について

◆上記の基準を基に回答のあった4,990世帯を分類すると、一般層は4,398世帯<全体の88%>、困窮層は592世帯<全体の12%>となりました。それぞれの層における世帯の年収を見ると、まず、困窮層では、年収「200万円以上300万円未満」の世帯が最も多く45%で、次いで「200万円未満」の世帯が36%、「300万円以上400万円未満」の世帯が20%と分布しており、全体のおよそ8割が年収「300万円未満」の世帯であることが明らかとなりました。

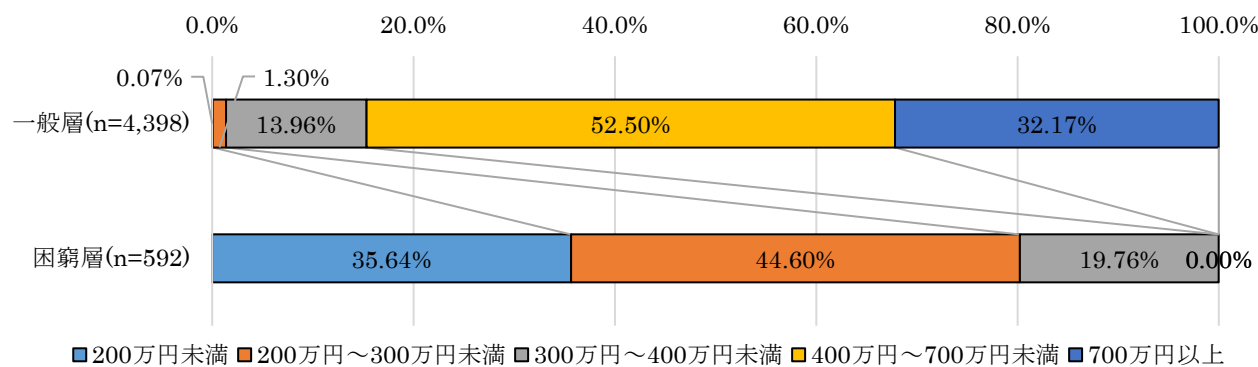
一般層では、年収「700万円以上」の世帯が最も多く32%で、次いで「550万円以上700万円未満」の世帯が27%、年収「400万円以上550万円未満」が26%と分布しており、全体のおよそ半数が年収「400万円以上700万円未満」の世帯となっています。

【一般層・困窮層の割合】



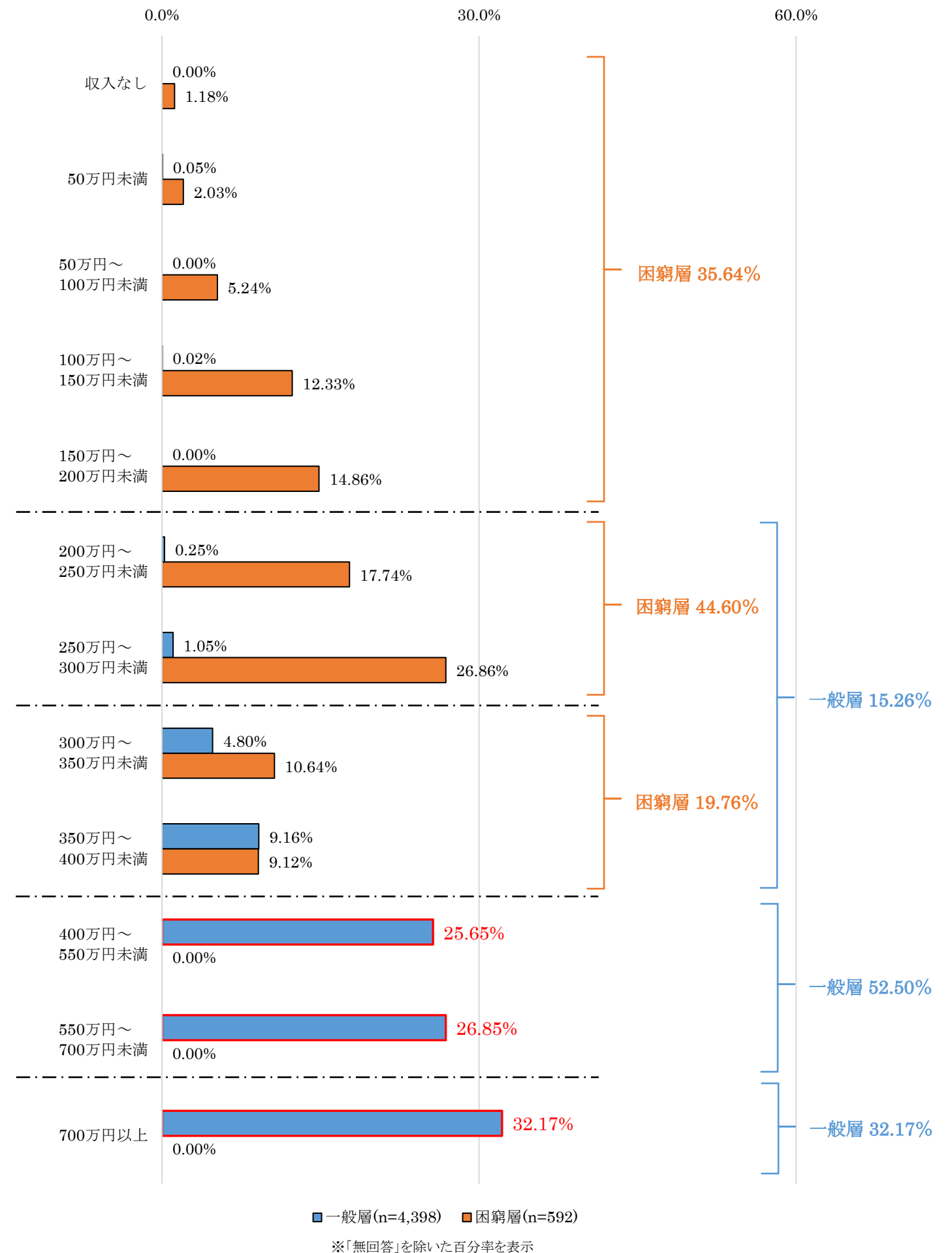
※「無回答」を除いた百分率を表示

【一般層・困窮層における平成29年中の世帯収入】



※「無回答」を除いた百分率を表示

【平成29年中の世帯収入に基づく分布状況】

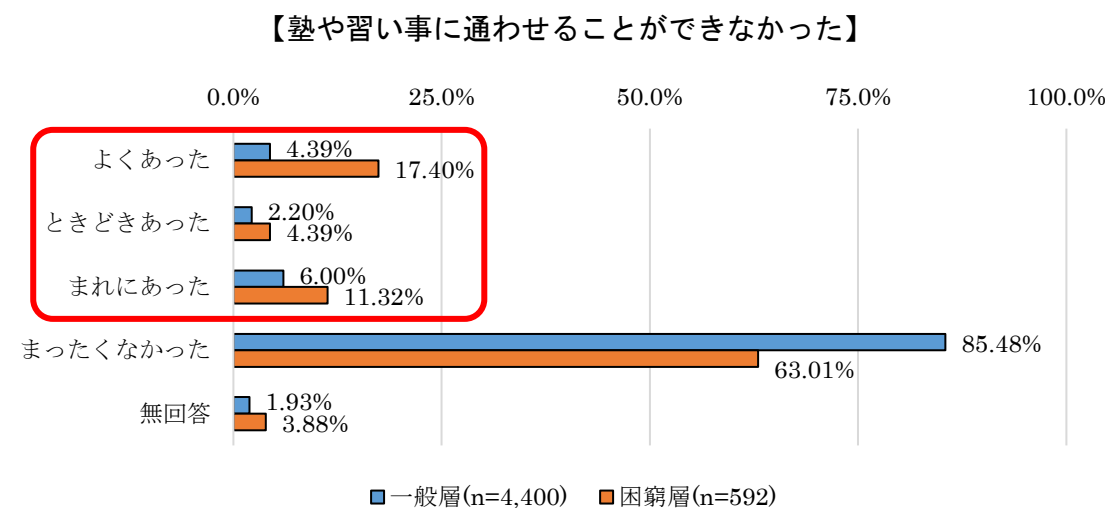
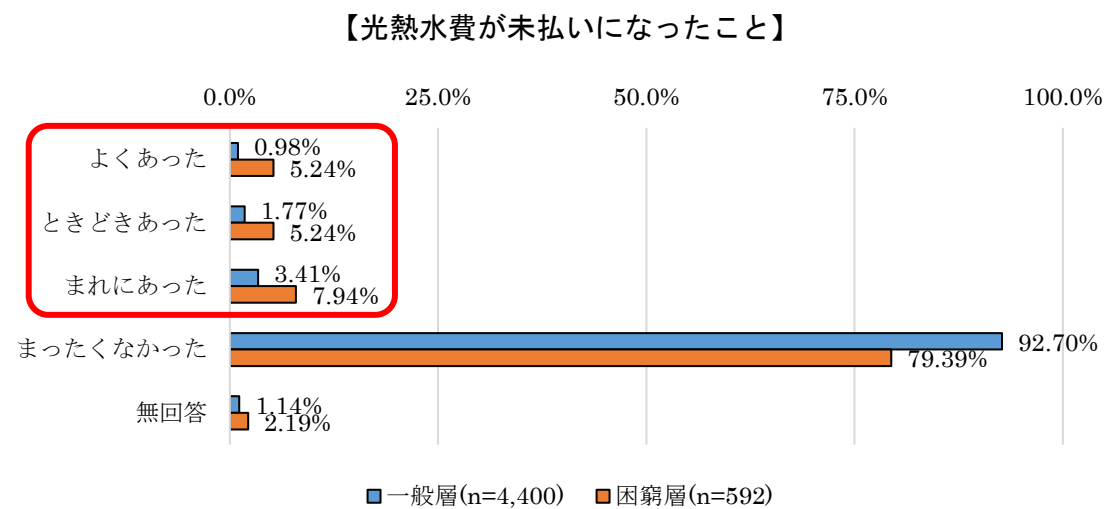
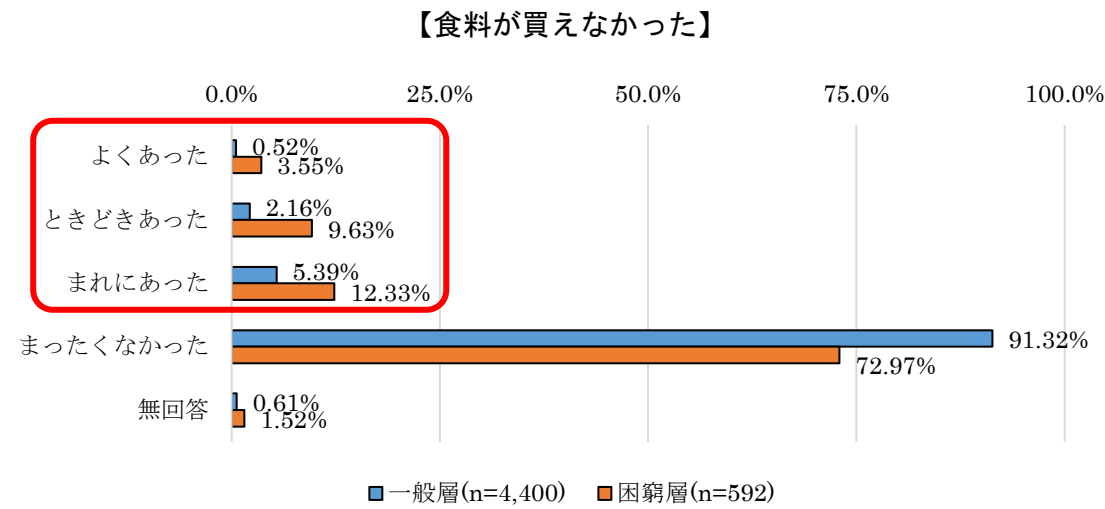


■一般層(n=4,398) ■困窮層(n=592)

※「無回答」を除いた百分率を表示

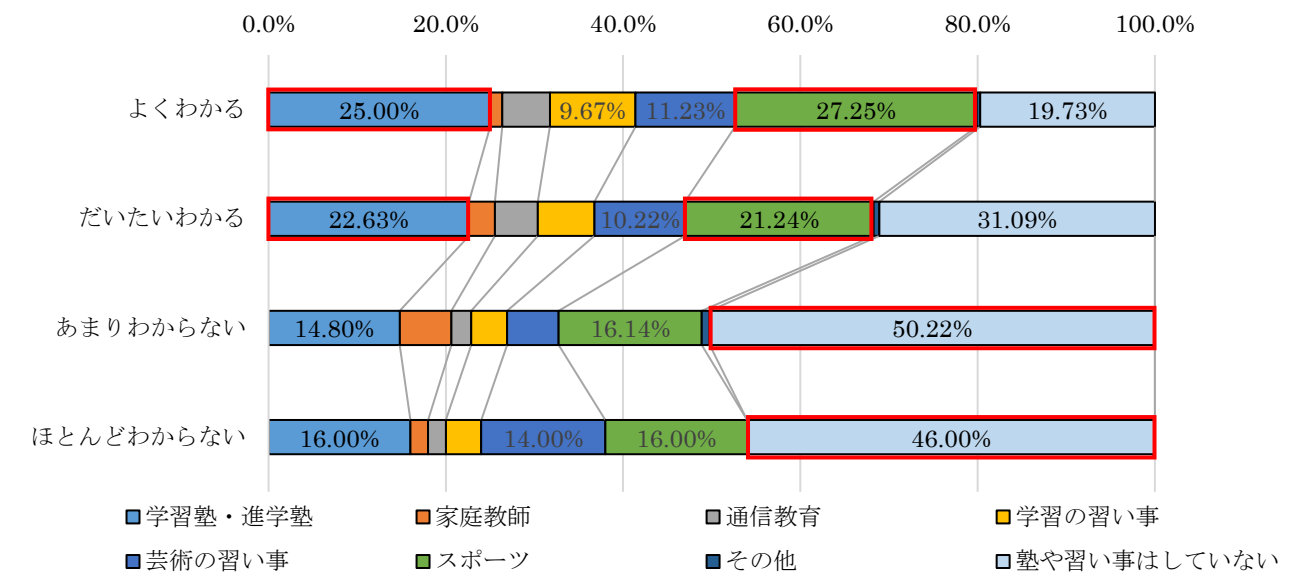
◆『支払等ができなかった経験』について『食料が買えなかった』また、『光熱水費が未払いになった』ことの問いに対し、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答する割合は、いずれも困窮層が一般層を上回る結果となりました。

一方、『塾などに通わせることができなかった』の問いに対し、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答する割合は、『食料』『光熱水費』のそれに比べて一般層、困窮層共に高く、特に困窮層に顕著となっており、生活必需品や光熱水費の支払いを優先し、塾などに通わせる経費が後回しになっている状況がうかがえます。



◆塾や習い事に関し、子どもの結果にある『授業はわかるか』と『塾に行ったり、習い事をしているか』の回答をクロス集計したところ、「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した子どもは、「あまりわからない」「ほとんどわからない」と回答した子どもに比べ、学習塾や習い事、スポーツをしている割合が高い傾向が明らかとなりました。また、「あまりわからない」「ほとんどわからない」と回答した子どもの約半数が塾や習い事をしていない状況にあります。

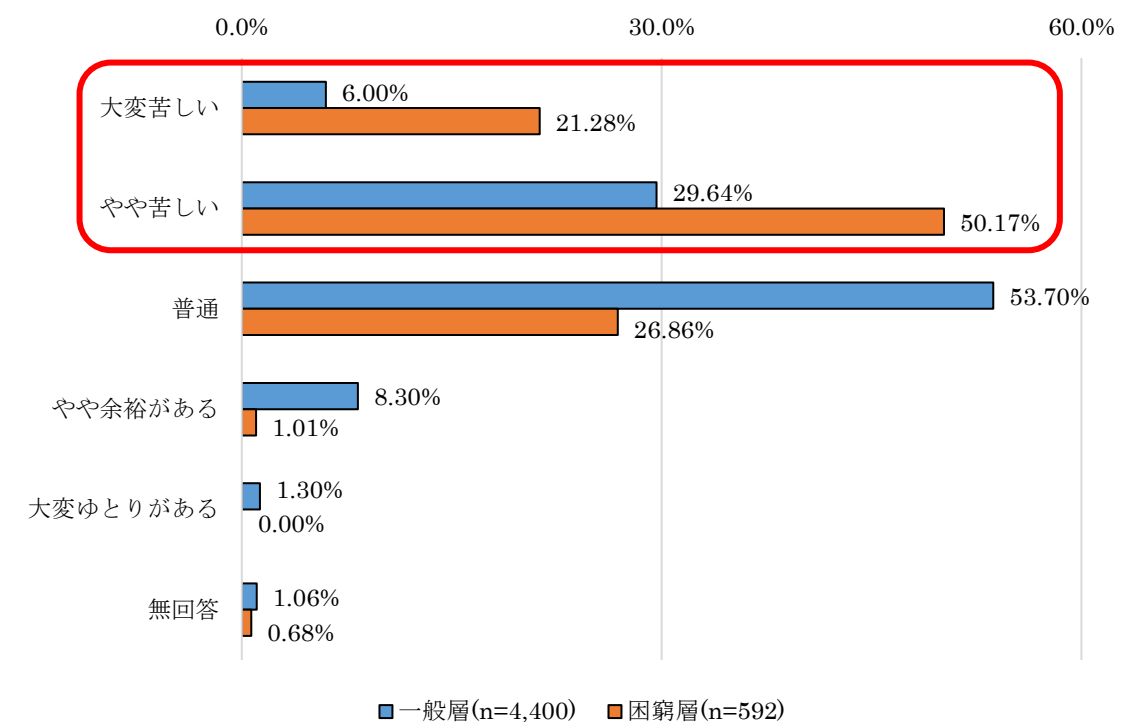
【授業の理解度】×【塾や習い事の有無】



◆『現在の暮らしの状況をどう感じているか』において、「大変苦しい」「やや苦しい」とする回答は、一般層で36%、困窮層で71%となり、困窮層が36pt高くなっています。また、「普通」とする回答は、一般層で54%、困窮層で27%となり、困窮層が32pt低くなっています。

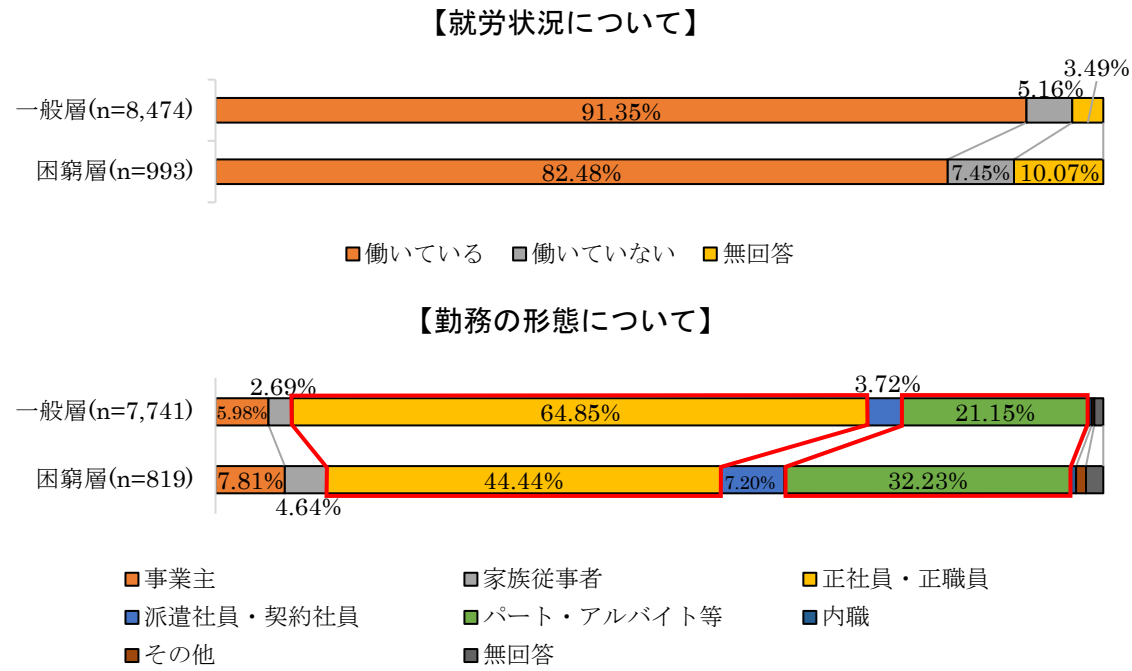
収入層の区分に関わらず、日常生活における経済的負担を感じている世帯の存在が認められます。

【現在の暮らしの向き】

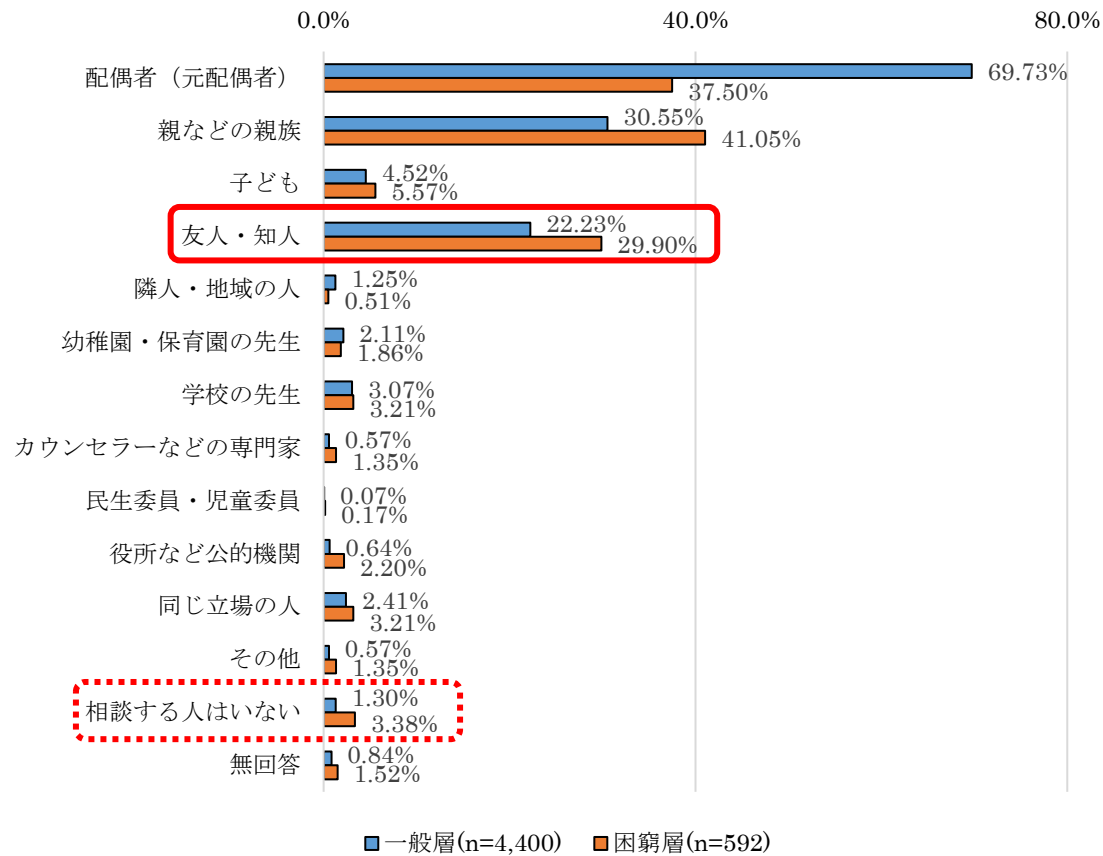


(2) 保護者の状況について

◆『就労状況』について、一般層と困窮層の就労率に大きな差は見られません。一方で、正社員の比率において一般層は65%、困窮層は44%で21ptの差があり、また、パート等の比率において一般層は21%、困窮層は32%で11ptの差がありました。困窮層では一般層に比べて正社員の比率が低く、パート等の比率が高いことが家庭の経済状況等の背景にあるものと考えられます。

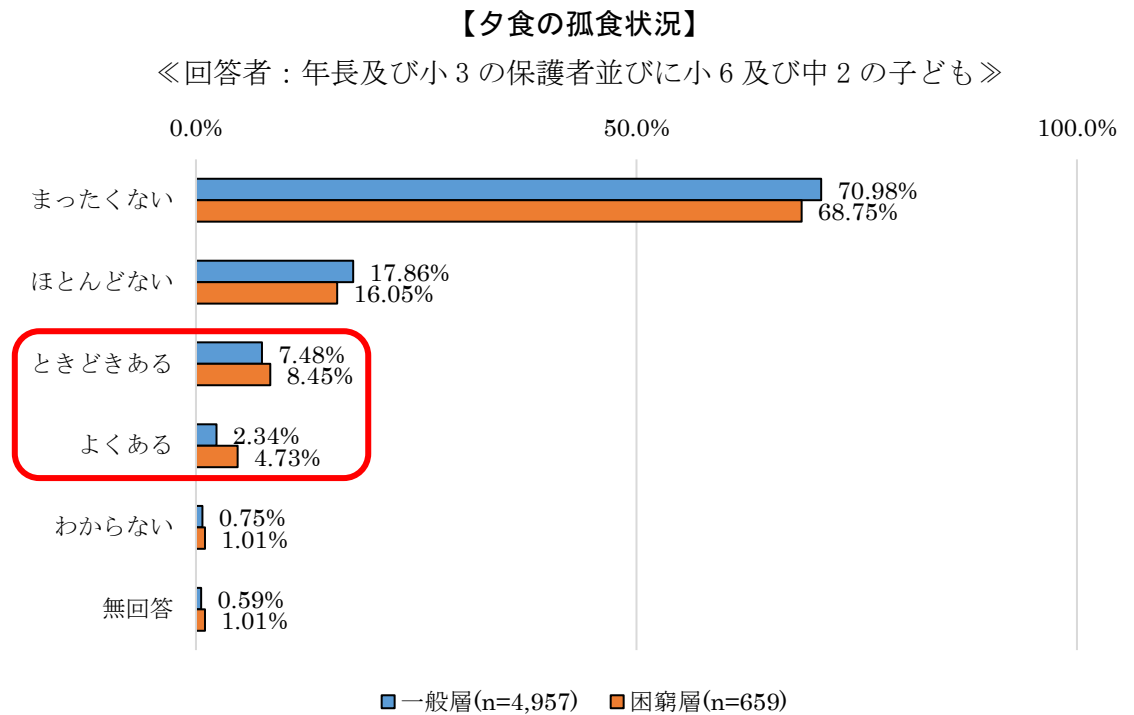
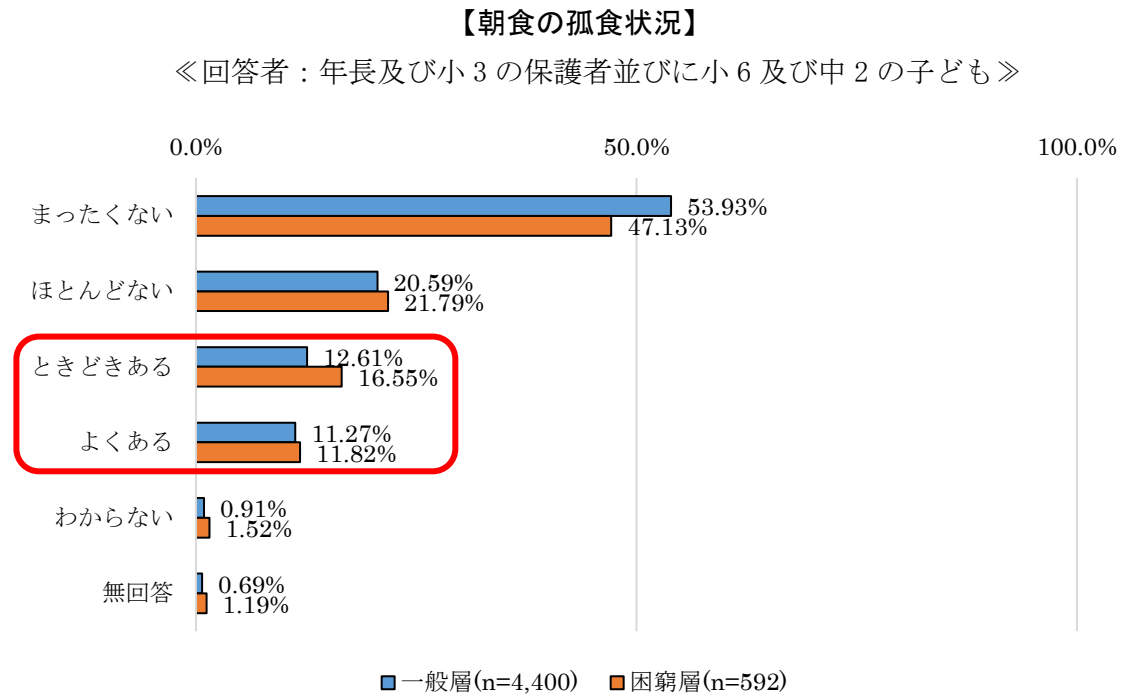


◆『相談相手』について、「配偶者」「親などの親族」を除くと「友人・知人」が最も多く、それ以外はおよそ5%以下で分布しています。困窮層にあつては「相談する人はいない」の回答が一般層より多くなっています。



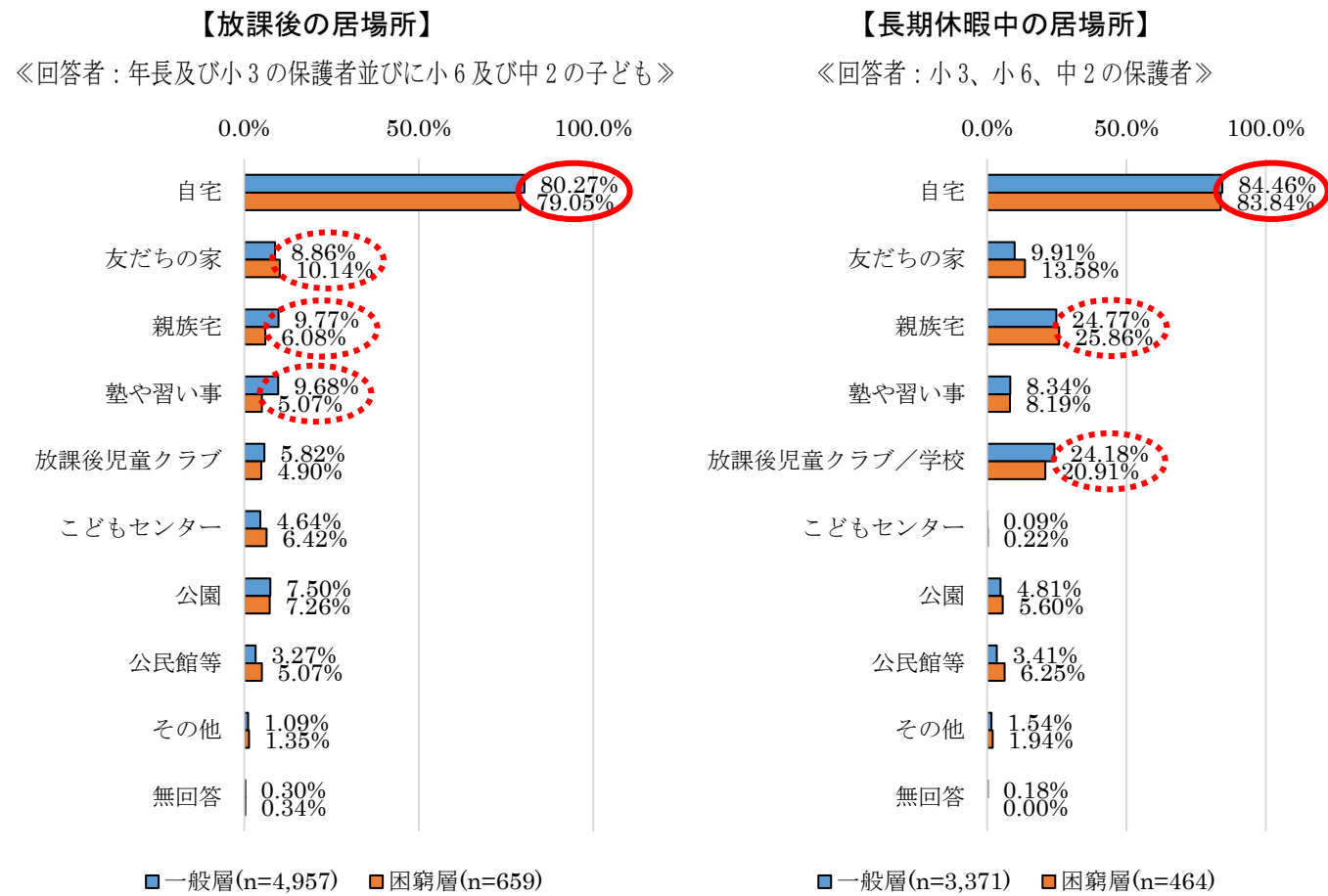
(3) 食事・居場所の状況について

◆『朝食の孤食状況』について、「よくある」とする回答が、一般層、困窮層いずれも11%程度、また、「ときどきある」とする回答は一般層が13%、困窮層が17%となっています。『夕食の孤食状況』について、「よくある」「ときどきある」とする回答が一般層は10%、困窮層が13%であることから、朝食時に比べて孤食率は低い傾向にあります。さらに、「まったくない」とする回答が、朝食時のそれに比べ増加していることから、孤食は朝食において多く発生している状況がうかがえます。

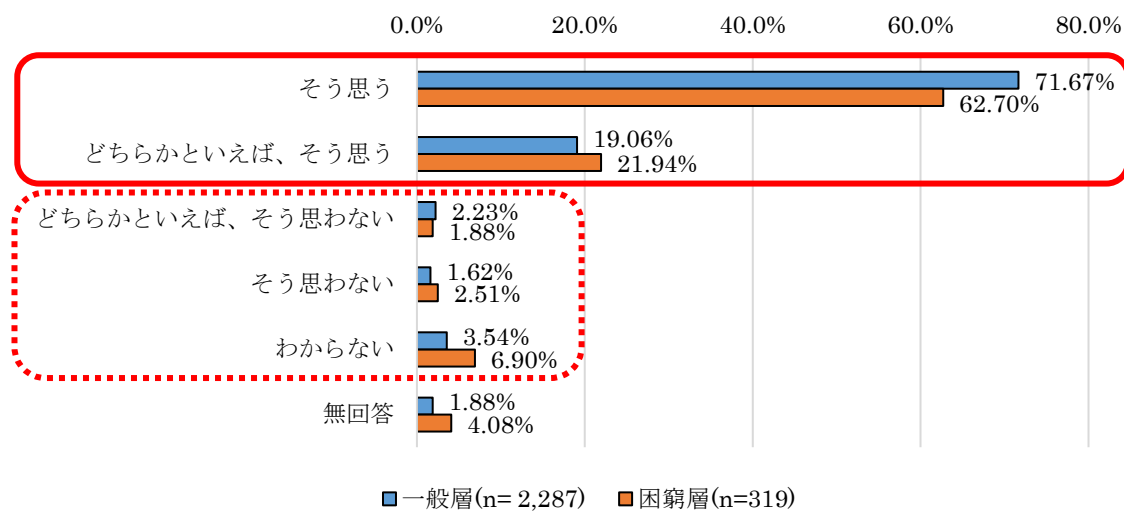


◆『放課後の居場所』について、「自宅」とする回答が収入層の区分に関わらず80%、「友だちの家」「親族宅」「塾」がそれぞれ10%程度となっています。

『長期休暇における居場所』では、前述同様に「自宅」が84%、次いで「親族宅」「放課後児童クラブ」が24%程度となっています。また、「親族宅」「放課後児童クラブ」とする回答は、長期休暇中において増大しています。



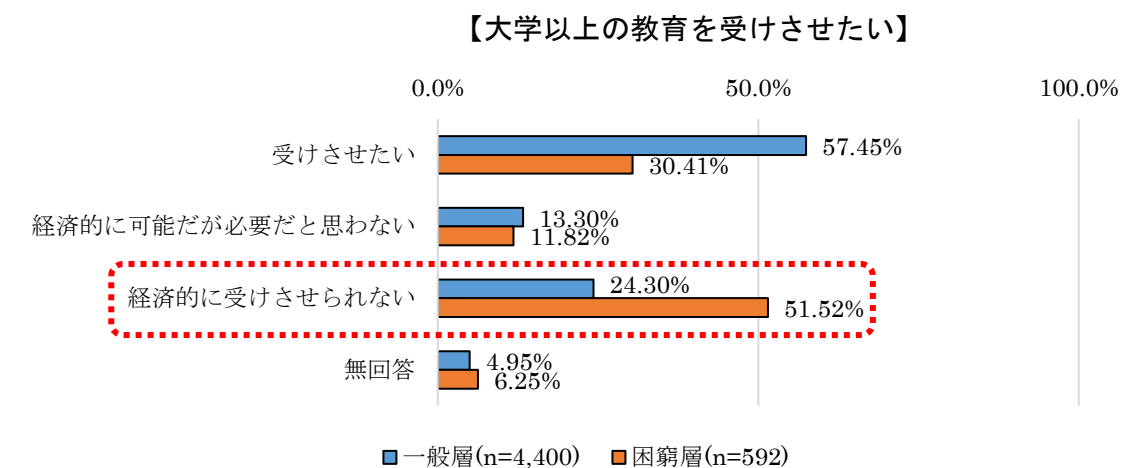
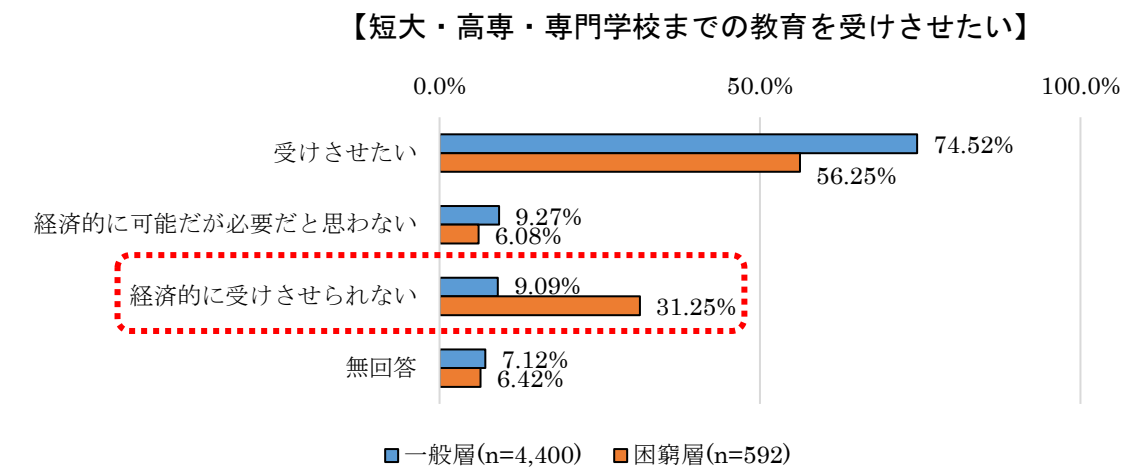
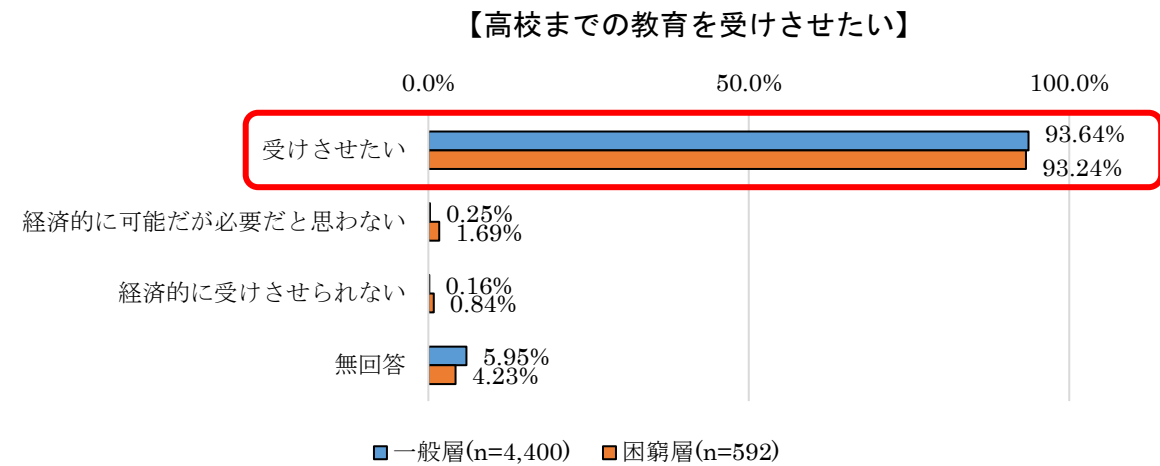
◆子どもの結果にある『家は心がほっとする場所か』について、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」とする回答が、一般層で91%、困窮層では85%となっています。「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」「わからない」とする回答は、一般層で7%、困窮層では11%となっています。また、全体の約1割の子どもが「ほっとしない」と回答しています。



(4) 教育・進学状況について

◆保護者の結果にある『進学の見通し』について、「高校までの教育を受けさせたい」とする回答が収入層の区分に関わらず90%を超えています。

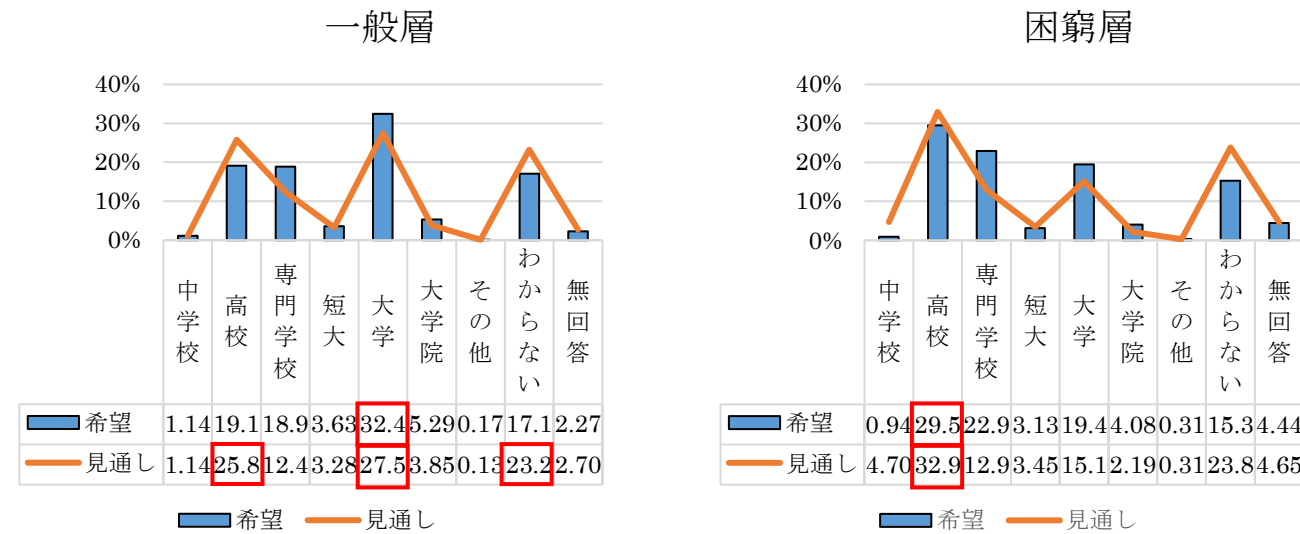
また、困窮層では、高校卒業後の進学について、短大・専門学校までの教育を経済的に受けさせられないとする回答が31%、大学以上の教育を経済的に受けさせられないとする回答が52%ありました。さらに、一般層においても大学以上の教育を経済的に受けさせられないとする回答が24%ありました。



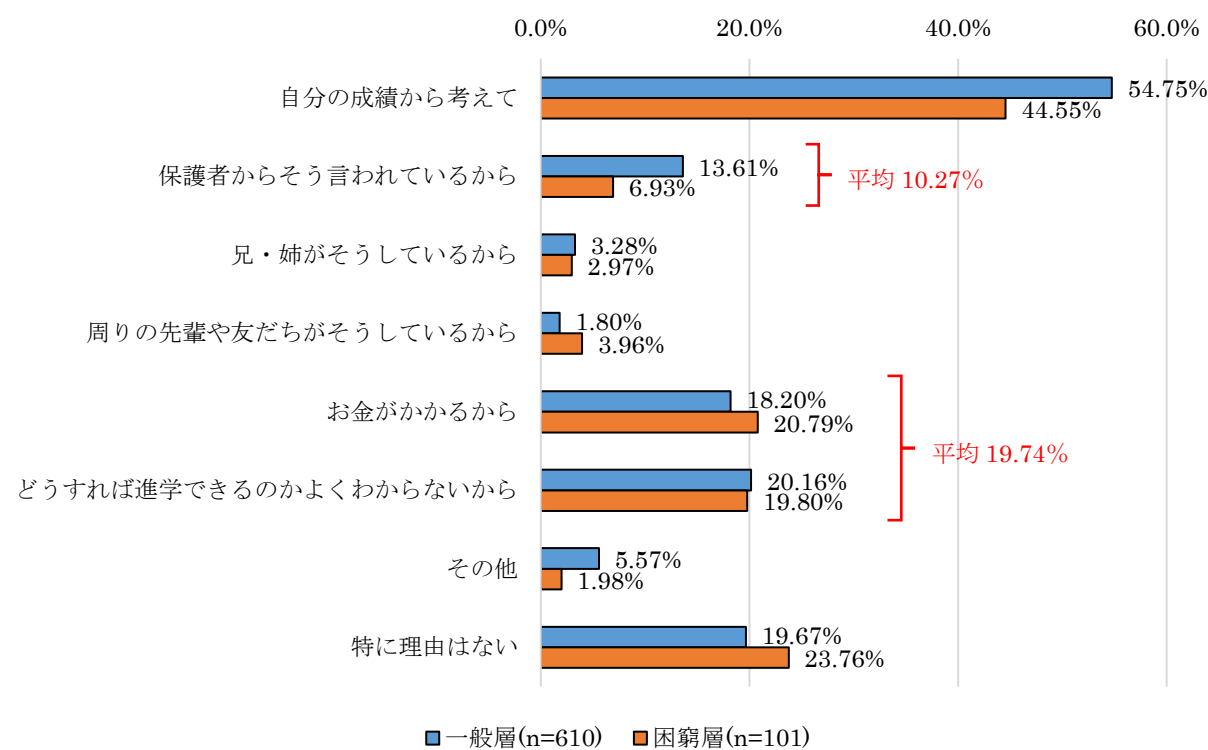
◆子どもの結果にある『希望として、将来どの学校まで行きたいと思うか』と『現実としては、将来どの学校まで行くことになると思うか』において、一般層では「大学進学」とする回答が32%で最も多く、現実的な見通しは「高校進学」「大学進学」「わからない」とする回答がいずれも26%程度となっています。

困窮層においては「高校進学」が30%で最も多く、現実的な見通しにおいても「高校進学」が33%で最も高くなっています。

【進学希望】×【現実の見通し】



◆『進学の希望と現実が異なると思うのはなぜか』について、約半数の子どもが「自分の成績から考えて」を選択しています。以下、「お金がかかるから」「どうすれば進学できるのかよくわからないから」とする回答がそれぞれ20%程度で続き、「保護者からそう言われているから」が10%程度となっています。一般層と困窮層の間で顕著な差異はなく、自らの成績や保護者の意見、また家庭の経済状況等を踏まえながら、子どもたちなりに進路を考えている姿がうかがえます。

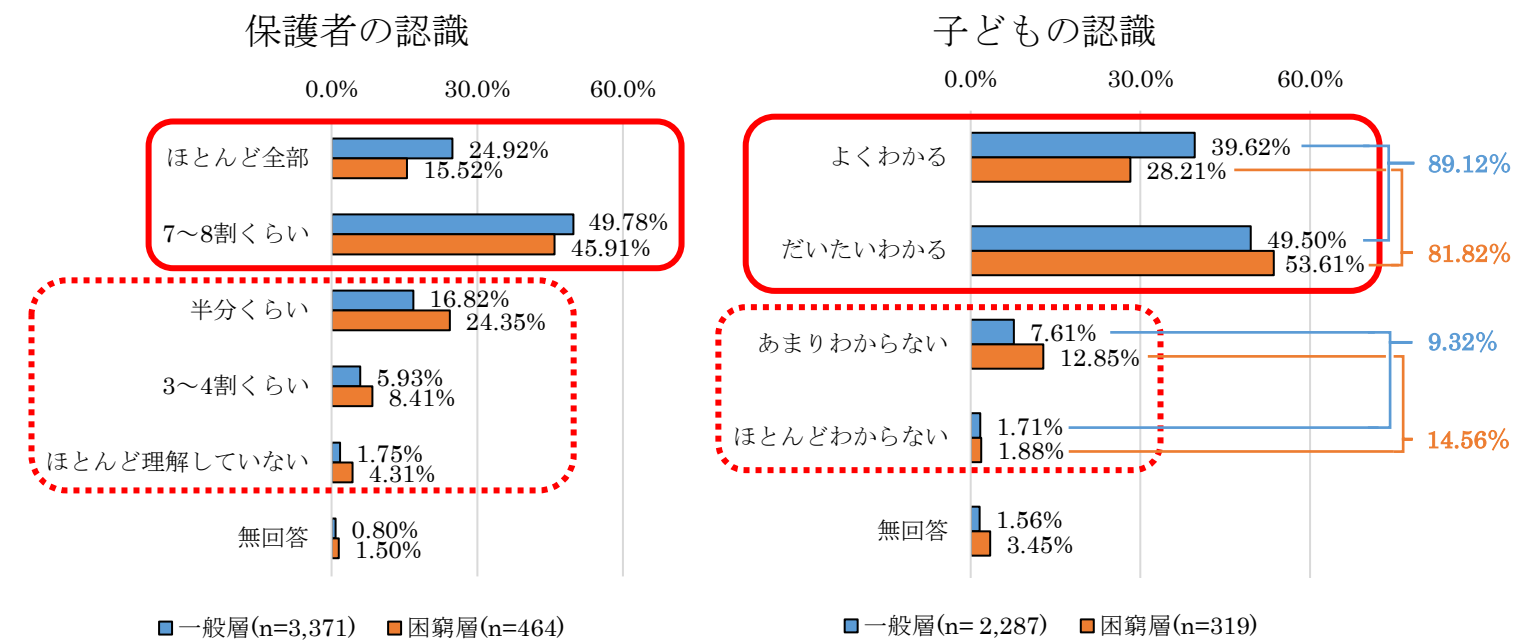


◆保護者の結果にある『子どもは学校の授業をどのくらい理解しているか』において、「ほとんど全部」「7～8割くらい」とする回答は、一般層が困窮層に比べ高い傾向を示しています。「半分くらい」とする回答以下、「3～4割くらい」「ほとんど理解していない」とする回答は、困窮層が一般層に比べ高い傾向となっています。

子どもの結果にある『授業はわかるか』において、「よくわかる」「だいたいわかる」とする回答は一般層が7pt高く、「あまりわからない」「ほとんどわからない」とする回答は困窮層が5pt高い結果となりました。

また、全体的にみて、1割程度の子どもの授業の理解度が低い傾向にあり、保護者と子どもの認識は概ね一致しています。

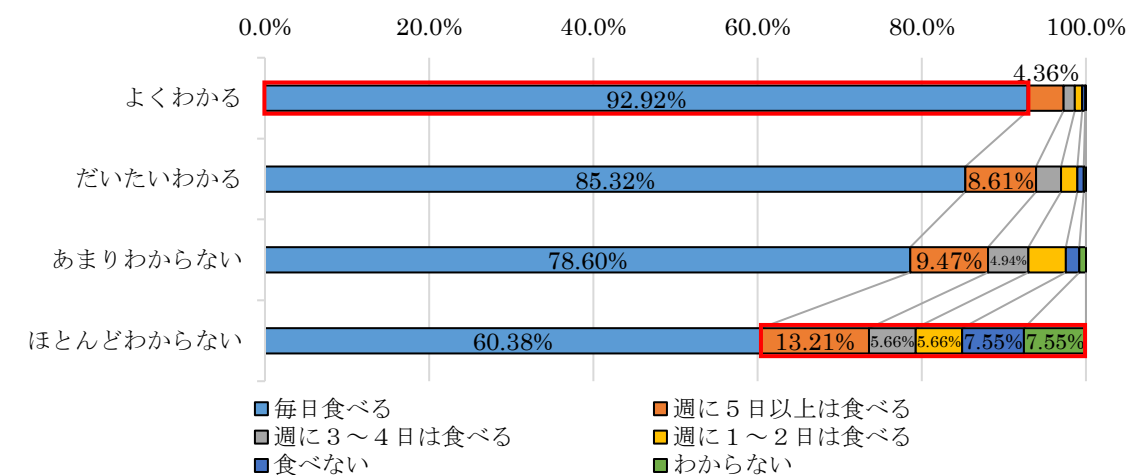
【授業の理解度】



◆子どもの結果にある『授業はわかるか』と『1週間に朝ごはんをどれくらいの回数食べているか』をクロス集計したところ、「授業がよくわかる」と回答した子どものうち、毎朝食べている子どもの割合は93%、また、「授業がほとんどわからない」と回答した子どものうち、毎朝食べていない（「わからない」を含む）子どもの割合は40%となっています。

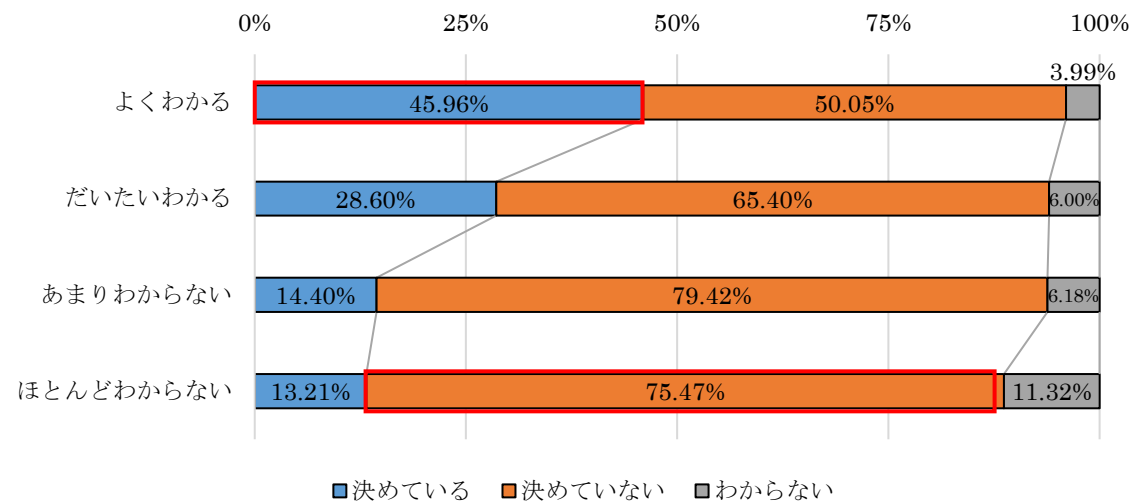
欠食率が高くなるにつれて、授業の理解度が下がる傾向にあります。

【授業の理解度】×【朝食の欠食状況】



◆子どもの結果にある『授業はわかるか』と『1日の勉強時間を決めているか』をクロス集計したところ、「授業がよくわかる」と回答した子どものうち、勉強時間を「決めている」が46%。「授業がほとんどわからない」では「決めていない」が75%となっています。  
勉強時間を決めている子どもは、決めていない子どもよりも授業の理解度が高い傾向にあります。

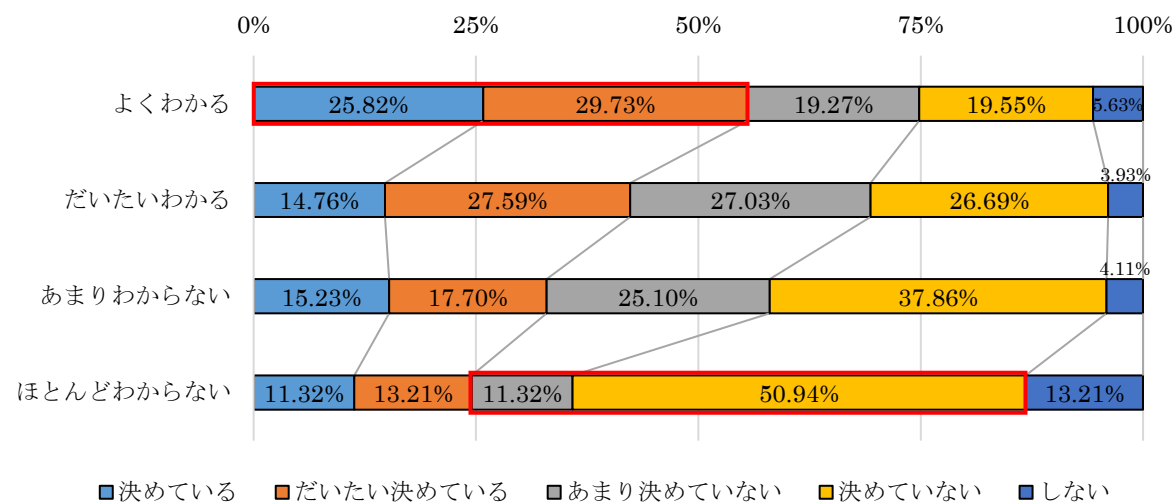
【授業の理解度】×【勉強時間の設定】



◆子どもの結果にある『授業はわかるか』と『1日の遊び（電子機器を使ったゲームやインターネットの視聴）時間を決めているか』をクロス集計したところ、「授業がよくわかる」と回答した子どものうち、遊び時間を「決めている」「だいたい決めている」が56%。「授業がほとんどわからない」では「あまり決めていない」「決めていない」が62%となっています。

前項の勉強時間と同様に、遊ぶ時間を決めている子どもは、決めていない子どもよりも授業の理解度が高い傾向にあります。

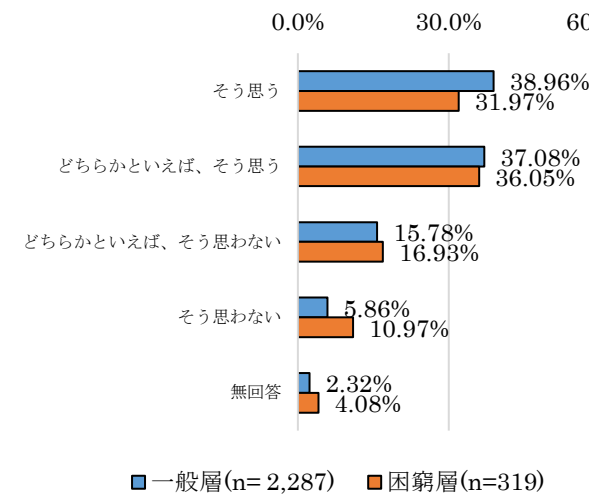
【授業の理解度】×【遊び時間の設定】



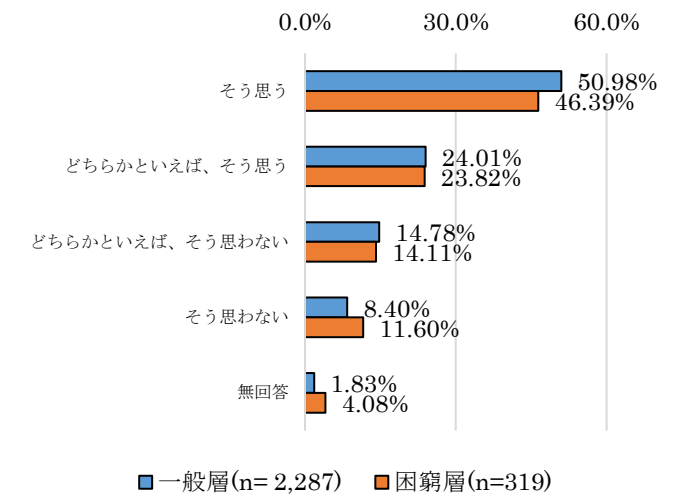
(5) 子ども自身の考えについて

◆『自分の将来に明るい希望を持っているか』などの考え方において、一般層と困窮層に大きな相違は認められません。

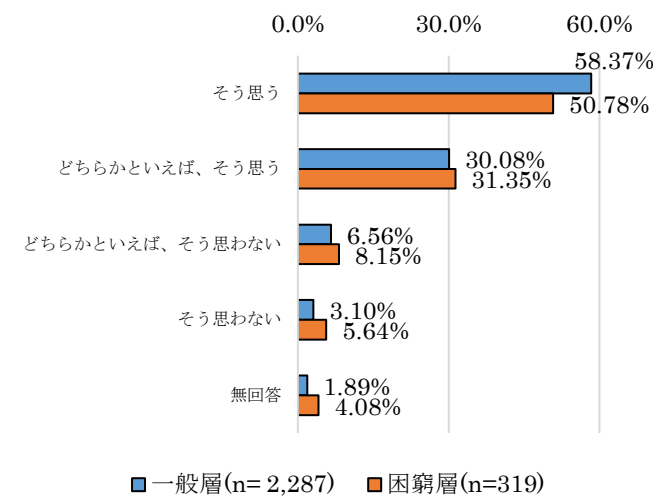
【自分の将来に明るい希望を持っているか】



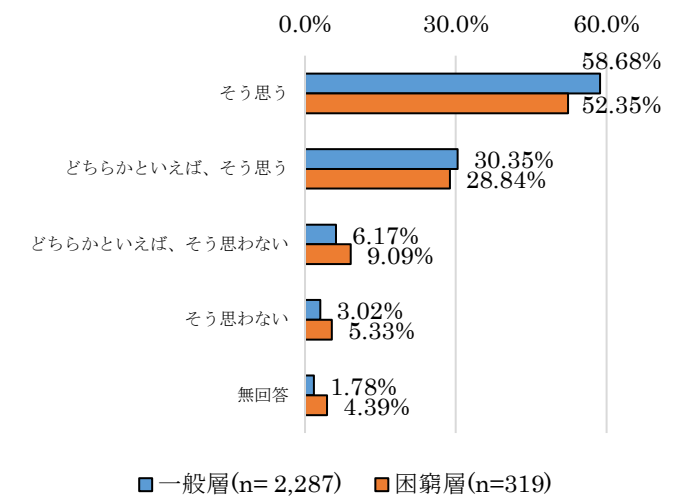
【自分には将来の夢や目標はあるか】



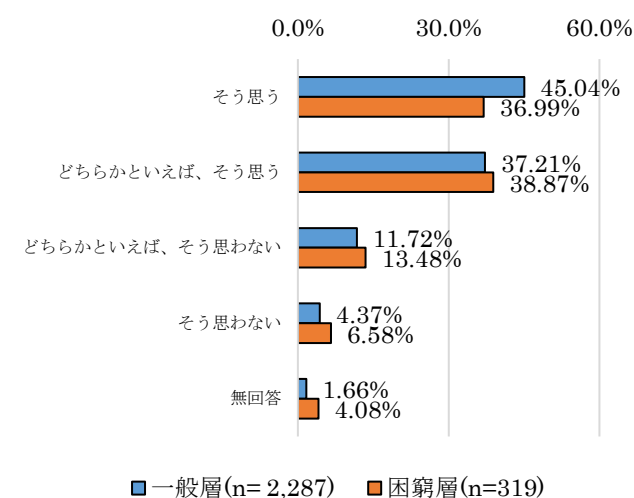
【将来のためにも、今がんばりたいと思うか】



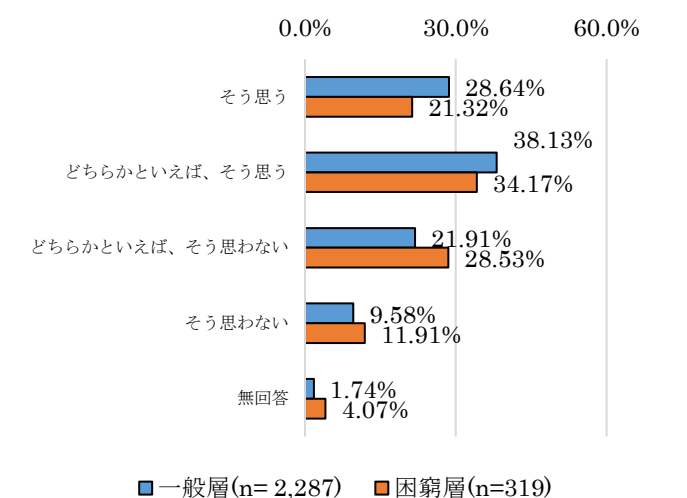
【自分は幸せと思うか】

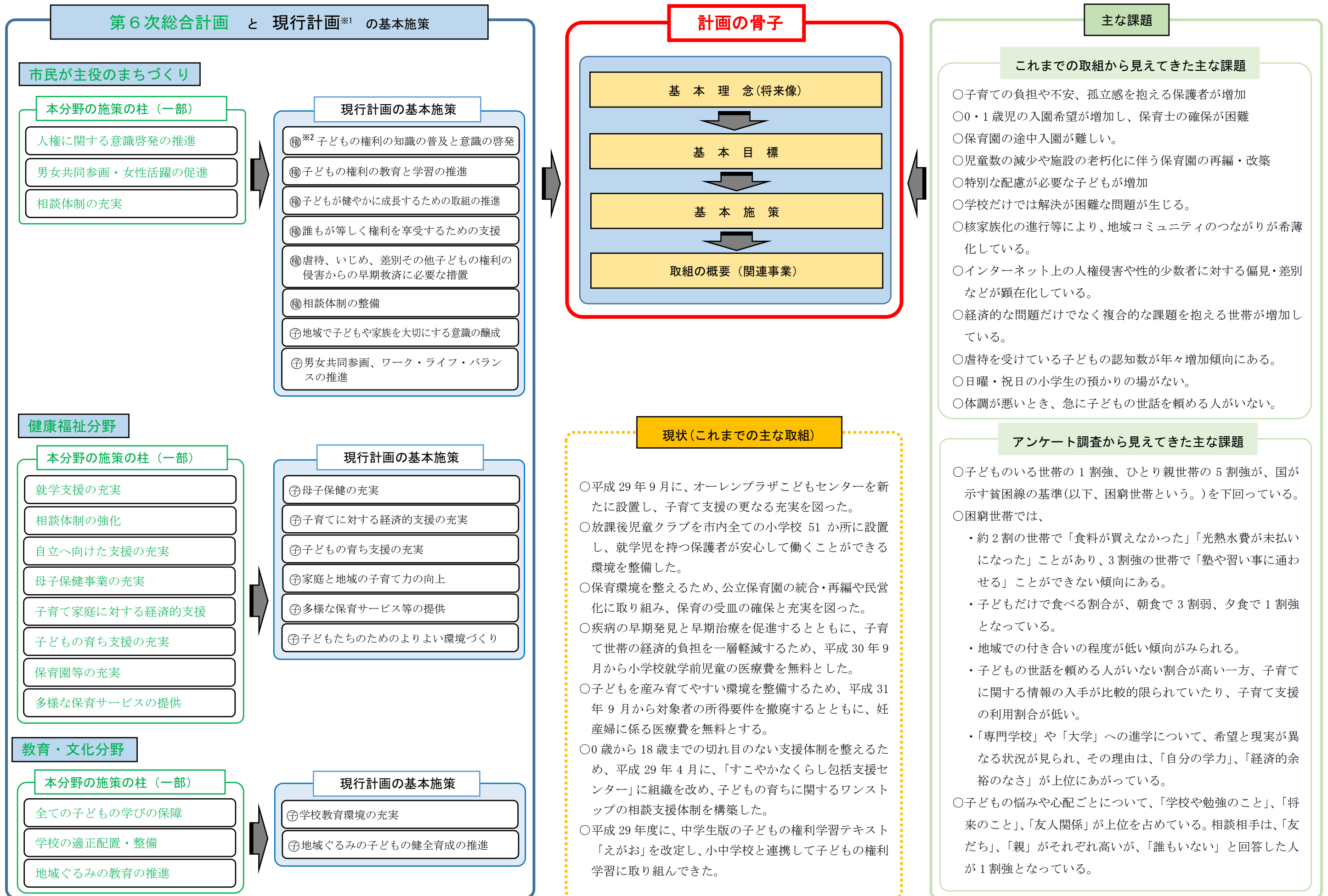


【自分に良いところはあると思うか】



【自分に自信はあるか】





※1 現行計画とは既存の「子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの権利基本計画」を指します。  
 ※2 ㊦とは「子どもの権利基本計画」の基本施策を、㊦とは「子ども・子育て支援事業」の基本施策を指します。